

参 考

用語解説

【数字】

2型糖尿病

糖尿病には1型と2型とがあり、2型糖尿病は、遺伝的要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症するものです。一方、1型糖尿病は、自己免疫疾患などが原因でインスリン分泌細胞が破壊されて発症するものです。日本人の糖尿病患者では、圧倒的に2型の方が多いと言われています。

320列CT装置

320列の検出器を持つCT装置のことです。従来の16列・64列・128列といった従来のCT装置に比べて一度に撮影できる範囲が広く、体への負担が少ない、三次元画像に時間の流れを加えた検査・解析が可能といったメリットがあります。

8020運動

満80歳で歯を20本以上残そうという運動のことです。おおむね20本以上あれば食べ物を容易に噛むことができるとされており、健康な歯は高齢者の健康・生活の基盤となることから推進されています。

【あ】

アウトリーチ（訪問支援）

在宅での医療や相談等の支援が必要な者に対して、支援機関から出向いて必要な支援を行うことです。

アスペルガー症候群

→「発達障害」参照。

アドバンス助産師

助産師の助産実践能力が一定の水準に対しているとして日本助産評価機構により認証された助産師のことです。

アピアランスケア

広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」のことをいいます。がん治療（薬物療法や放射線治療）による外見の変化（頭髪の脱毛や、皮膚や爪の変化、手術による傷など）に対する患者の苦痛を和らげるためのケアの総称であり、外見を繕うことではなく、心理・社会的なケアを用いて、患者ひとりひとりが安心して社会生活を送りながら治療することを目指すものです。

アレルギー

体に侵入してくるものうち、体にとっては本来無害なものにまで排除しようと、過剰に免疫反応が働きすぎ、粘膜や皮膚の炎症等を引き起こす状態のことです。

アレルギー疾患医療拠点病院

県内でアレルギー疾患医療の中心的な役割を果たし、診断が困難な症例や標準的治療では病状が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行います。また、県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を基にした、診療連携体制、情報提供、人材育成、研究、助言等のアレルギー疾患対策に主体的に取り組みます。

アレルギー

アレルギーを引き起こす原因となる物質のことです。

【い】

医学部臨時定員増

医学部の入学定員について、地域の医師確保等の観点から臨時的に認められた定員増のことです。地域の医師確保のための入学定員増については、卒後一定期間の地域医療等の従事を条件とする修学資金を都道府県が設定すること等が条件とされています。

医科歯科連携

患者に対して、医科（医師）と歯科（歯科医師）が協働することで総合的な治療を提供することです。

易感染

通常健常人には感染をおこさない病原性の弱い病原菌による感染（日和見感染）を生じやすいという意味です。

いきなりエイズ率

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が判明した人のうち、判明時点ですでにエイズが発症していた人の割合のことです。

育成医療

18歳未満の身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対して行われる公費負担医療のことで、障害者自立支援法に規定されています。

移行期医療支援

小児期に発症した慢性疾患を持っている患者本人が、自律（自立）し、自分の病気を管理できるよう、また成人期以降も適切な医療を受けられるよう、小児期医療から成人期医療へスムーズに移行できるようにするためのサポートのことを指します。

医師事務作業補助体制加算

入院診療に係る診療報酬の項目のひとつであり、病院勤務の負担軽減及び処遇の改善に対する体制を確保することを目的として、医師、医療関係職員、事務職員等との間での業務の役割分担を推進し、医師の事務作業を補助する専従者を配置している体制を評価するものです。

医師の時間外労働時間の上限規制

医師の働き方改革を進めるべく、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、令和6年4月から施行されるものです。

一次救命処置（BLS）

Basic Life Support の略です。心肺停止の状態にある傷病者が発生した場合に、専門的な器具や薬品などを用いなく行う人工呼吸等の救命措置のことであり、一般市民でもその習得が望まれます。

一部事務組合

広域行政のうち現在の市町村の区域を変更しないで、一部の行政サービスについて複数の市町村が連携・共同して行う方法です。

一過性脳虚血発作（TIA）

脳の一部の血液の流れが一時的に悪くなることで、半身の運動まひなどの症状が現れ、24時間以内に完全に消えてしまいます。脳の動脈が血栓で詰まり症状が現れますが、脳

細胞が死んでしまう前に血液の流れが再びよくなるため、脳細胞が元の機能を回復し、症状も消失します。なお、脳の血液の流れが悪い状態が続くと脳細胞は死んでしまい、運動まひなどの症状が残る状態を「脳梗塞」と言います。

一般診療所

診療所とは病床がない、もしくは病床数が19床以下の医療機関を指します。このうち歯科診療所を除くものを、一般診療所といいます。

医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（GMP）

Good Manufacturing Practice の略です。医薬品、医薬部外品を製造するに当たり、製造業者が遵守すべき製造及び品質管理に関する業務、製造所からの出荷の管理等を規定した各種手順書の作成等に関する業務や構造設備を定めたものです。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（GVP）

Good Vigilance Practice の略です。医薬品等の製造販売をするに当たり、必要な製造販売後安全管理として、安全管理情報の収集、検討、安全確保措置の実施等の業務を定めたものです。

医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（GQP）

Good Quality Practice の略です。医薬品等の製造販売をするに当たり、必要な製品の品質を確保するために行う、市場への出荷の管理、製造業者等に対する管理監督、品質等に関する情報及び品質不良等の処理、回収処理その他製品の品質の管理に必要な業務等を定めたものです。

医薬分業

患者の診察、薬剤の処方を医師や歯科医師が行い、医師・歯科医師の処方箋に基づいて薬剤の調剤・投与を薬剤師が行うという役割分担を行うことをいいます。処方内容が公開されることによるチェック機能や薬剤師から詳しい服薬指導が受けられる等の利点があります。

医療安全相談センター

医療法に基づき設置された医療相談を行う機関です。健康相談や、医療機関の案内、その他医療に関する様々な相談に対し自主的に解決するための助言を行います。ただし、医療行為の過失の有無の判断、医療機関に対する調査、交渉等はできません。

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（QMS）

Quality Management System の略です。医療機器及び体外診断用医薬品を製造等するに当たり、製造所等において必要な製造管理及び品質管理の方法を定めたものです。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令（QMS体制）

医療機器等を製造販売するに当たり、品質を確保するために行う、市場への出荷の管理、製造業者等に対する管理監督等、品質等に関する情報及び品質不良等の処理、回収処理その他製品の品質管理に必要な業務を行う体制を定めたものです。

医療事故

医療に関する事故全般をいい、医療過誤による患者の健康被害だけではなく、医療機関内での転倒等による事故、医療従事者の事故なども含みます。

医療事故調査・支援センター

医療法に基づき厚生労働大臣が定める団体で、医療事故調査を行うこと及び医療事故が発生した医療機関における医療事故調査への支援を行います。

医療事故調査制度

医療事故が発生した医療機関における院内調査の報告を収集し整理・分析することで医

療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として実施されます。

医療DX

医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を指し、デジタル技術によって、より良質な医療やケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えることです。

医療的ケア児

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものことを言います。

医療保護入院

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定められた精神科における入院形態の一つです。精神保健指定医の診察の結果、精神障害（精神疾患）であり、医療及び保護のために入院が必要と診断されたものの、その精神障害のために自ら入院する任意入院の状態にないと判断された場合、本人の同意がなくとも家族等の同意があれば入院させることができます。

院内がん登録

医療機関単位で、がんに関する診断・治療・生存率等の情報を集積し、治療成績の評価や医療の向上に活用します。

院内助産所

緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものです。医療法第2条が規定する助産所には該当しません。

院内保育

医師・看護師等の医療従事者の子どもを、医療施設内の施設で保育すること。働きやすい環境を作ることを通じて医療従事者の確保や離職防止を図る上で、重要視されています。

インフォームドコンセント

Informed Consent。医師が示した治療方針等について、患者が十分に理解・納得したうえでそれに同意することをいいます。

【え】

エイズ治療拠点病院

病室の個室化、患者専用機器、診療支援のための施設の整備等を促進し、院内感染の防止及びエイズ診療の質的向上を図るなど、エイズ患者等が安心して医療を受けられる体制の整備を図った病院で、県に2か所以上整備することとしています。

栄養アセスメント

身体計測値、生化学検査値、食事摂取状況などの指標を組み合わせ個人（あるいは集団）の栄養状態を総合的に評価する方法です。

嚥下障害（えんげしょうがい）

脳血管疾患や老化等の様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下して起こる障害のことです。むせ、誤嚥、窒息等があります。

【お】

応需情報

救急搬送患者の発生に対し、その受け入れが可能かどうかに関する情報のことです。

往診

通院できない患者の要請を受けて、医師がその都度診療を行うことです。

応急入院

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定められた精神科における入院形態の一つで、都道府県（政令指定都市）の長が指定した精神科病院の管理者による入院です。医療及び保護の依頼があり、急速を要し、精神保健指定医の診察の結果、医療保護入院が必要と判断されたものの、家族等が不明あるいは連絡がつかないため入院の同意が得られない場合に、72時間を限り入院させることができます。

オウム病

オウムやインコなどが糞と一緒に排出したクラミジアが、乾燥した糞とともに空中に浮遊し、それを吸い込んだ人がインフルエンザに似た症状（発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛など）を引き起こす病気です。

オープンシステム

地元で健診を担当した医師・助産師が分娩時に連絡を受け、連携病院に出向き、出産に対応する方式です。

お薬手帳

薬局や医療機関にて調剤された薬の履歴をまとめた手帳のことを指し、スマートフォンなどで利用できる電子版お薬手帳もあります。どのような薬を飲んでいるかを記録することで、飲み合わせの悪い薬の投与や重複投与、副作用などを防ぐためのものです。

オレンジライトアップ

世界アルツハイマーデー及び月間等の機会に、全国各地のランドマークや官公庁舎などを、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップするイベントです。

【か】**介護医療院**

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関

外国人患者の受入が可能であり、かつ、外国人患者を積極的に受け入れることを公表する医療機関として県が選出した医療機関のことです。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行います。ケアマネジャー、略してケアマネともいわれます。

介護療養型医療施設

療養病床は、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させる病床ですが、この療養病床等を有する病院又は診療所であって、入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓令その他必要な医療を行うことを目的とする施設が介護療養型医療施設です。なお、令和6年3月31日をもって、全て介護医療院等に転換される予定です。

介護老人福祉施設

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、居宅において適切な介護を受けることが困難

な者を入所させる施設です。施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

介護老人保健施設

病状安定期にあり入院治療する必要はないものの、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話等のサービスの提供を行う施設です。

回復期

主に急性疾患において、発症間もない病状の不安定な時期を過ぎて安定している、あるいは緩やかに快方に向かっている時期を言います。

なお、病床機能報告制度において回復期機能とは、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能」とされています。

回復期リハビリテーション病棟

回復期リハビリテーションを要する患者が常時80%以上入院している病棟であり、リハビリテーション科を標榜していることや専従の医師、理学療法士、作業療法士を配置している等の基準があります。

開放型病院

地域の開業医や診療所の医師に対して、施設・設備を開放している病院のことです。開業医や診療所の医師は患者の手術や検査などを開放型病院において、そこに所属する医師と共同で行なうことが可能であり、患者の入院治療が必要な際にも開放型病床において共同で診療することができます。

解離性大動脈瘤

内膜・中膜・外膜の3層からなる大動脈の中膜に血液が入り込むことで膜どうしがはがれてしまい（解離）、血液の圧力で血管の弱くなった部分にこぶができている状態のこと。大動脈の正常な血流の阻害や大動脈の破裂が起き、生命の危機に直結するおそれの高い状態です。

化学療法

がんの治療法のうち、薬を使う治療法です。注射や内服によって、からだの中に薬を入れ、がんが増えるのを抑えたり、がんを破壊したりします。

かかりつけ医

患者の側からみた「主治医」のことであり、日ごろから患者の体質、病歴や健康状態を把握し、診療のほかに健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のことをいいます。患者にとって医療への最初の接点であり、病状に応じて適切な専門医を紹介するなど医療機能の紹介・振り分けを行います。入院患者が自宅等の住まいの場へ復帰した後の通院治療や在宅医療についても担います。また、予防医学の点からも重要な役割を果たします。

かかりつけ歯科医

歯科医療の専門医として治療をするだけでなく、歯や口のプライマリ・ケアを地域住民それぞれのライフサイクルに合わせて継続的に提供する歯科医師のことで、地域に密着した総合的な歯科診療を提供します。

かかりつけ診療所

かかりつけ機能を有する医科および歯科を含めた診療所のことです。

かかりつけ薬剤師・薬局

患者が持参した処方せんをもとに調剤を行なうほかに、薬の使用歴を記録・管理して、薬の重複投与や相互作用などによる有害事象を回避したり、一般薬を含めた薬について気軽に相談を受けつけたりする薬剤師・薬局のことです。

核酸アナログ治療

ウイルス増殖を抑制する効果がある核酸アナログ製剤を用いる治療のことです。内服薬であり、副作用は少ないですが、長期にわたり服用する必要があります。

学習障害

→「発達障害」参照。

覚知

消防機関が通報等を受け、患者等の発生を認知することです。

学校医

学校保健法に基づき任命・委嘱され、学校における保健管理に関する専門的事項について指導・助言を行うとともに、児童生徒等の健康診断等を行う医師です。

看護師等学校養成所

保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する、大学、高等学校、専門学校の総称です。

肝疾患診療連携拠点病院

肝炎を中心とする肝疾患に関する医療情報の提供、研修会の開催、相談支援等の機能を有し、肝疾患の診療ネットワークの中心的役割を果たす医療機関で、都道府県において原則1ヵ所選定することとされています。

がん診療連携拠点病院

地域におけるがん医療の拠点として、専門的ながん医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者の研修、患者への情報提供、相談支援等の役割を担います。

都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院があり、前者は県のがん医療の中心的な医療機関として、高度ながん医療を提供するとともに、がん医療を担う医療従事者に対して、研修や技術的支援を通して人材の育成を行います。

がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院等に設置されており、その病院に雇っていない場合でも無料で利用できる、がんに関する相談窓口です。

感染症外来協力医療機関

感染症専門の外来部門として、一般患者との接触が避けられるような受診施設が整備されている医療機関のことをいいます。

感染症指定医療機関

入院が必要な感染症患者に対し、適切な医療を提供することが可能な医療機関であり、感染症の種類に応じ、入院を担当する医療機関として、特定、第一種及び第二種の感染症指定医療機関が位置づけられています。

加えて、令和4年の感染症法の改正により、新興感染症の発生・まん延時に、入院医療、外来医療及び在宅医療を行う協定を締結した医療機関について、第一種及び第二種協定指定医療機関が位置づけられています。

眼底検査

高血圧などによる動脈硬化の進展具合を調べる、糖尿病による網膜病変の有無やその重症度を診断するためなどに行なわれる検査です。これらの疾患の管理において、またメタボリックシンドロームやその予備群など生活習慣病のリスクが高い人の健康管理においても眼底検査は重要です。

がん登録

がん対策の立案・評価等のためにがんの診断・治療・生存率等の情報を収集・整理する仕組みを指します。

鑑別診断（認知症）

記憶や計算能力等に関する検査、CTやMRI等による脳の画像診断等により、疾患の原因を特定し、治療方針策定に役立てることであります。

ガンマナイフ

ガンマ線（放射線の一種）を周辺の正常組織への影響ができるだけ少なくなるように病変部に集中して照射できるように開発された装置であり、脳腫瘍や脳動静脈奇形などが適応となります。開頭手術や通常の放射線療法に比べ治療期間が短く、患者の負担が軽減します。また、脳深部など手術が難しい部位の病変の治療にガンマナイフが適応となることもあります。

緩和ケア

がんなど生命を脅かすような疾患において、その診断を受けた時から、痛みといった身体的な問題だけでなく不快感や不安感といった精神的な問題等が障害とならないように予防や対処を行なうことです。

緩和ケアチーム

医師や看護師、薬剤師、リハビリテーションスタッフ等が連携して、緩和ケアにあたるチームのことです。

【き】

基幹型臨床研修病院

→「臨床研修病院」参照。

基幹災害拠点病院

→「災害拠点病院」参照。

義肢

手や足を失った人が装着し、元の手や足の形や機能を復元させるために使う用具です。手の代わりにする義手と、足の代わりにする義足に分類されます。

希少がん

2015年の厚生労働省の検討会によって、『人口10万人あたりの年間発生率（罹患率）が6例未満のもの、数が少ないがゆえに診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きいもの』と定められました。この定義に従うと、骨の肉腫、軟部肉腫、脳のグリオーマ、眼の腫瘍、中皮腫、神経内分泌腫瘍、小児がん、など200種類近い悪性腫瘍が希少がんに分類されます。

機能強化型在宅療養支援病院

在宅医療を担当する常勤医師を3人以上確保し、緊急時の往診や入院体制、看取りの対応などを充実させた在宅療養支援病院のことです。

キャラバン・メイト

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える「認知症サポーター養成講座」の講師役のことです。

キャリア形成プログラム

医師修学資金受給者の就業先となる医療機関の要件や就業義務年限、取得可能な資格や出産・子育てなどに対する配慮事項等を定めたものです。

救急安心電話相談

怪我や急病にどう対処したらよいか、病院の診療を受ける必要があるかなどの判断に迷った時に、医師・看護師に電話相談ができるものです。千葉県では、「救急安心電話相談」の名称で、平日・土曜は午後6時から翌朝8時まで、日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始は午前9時から翌朝8時まで相談を受け付けています。電話番号は「#7119」です。

救急医療等業務支援システム（救急搬送一斉照会システム）

救急隊及び救急医療機関の間で、患者情報を共有し、複数の救急医療機関へ一斉に受入れの可否を照会できるシステムです。

救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けており、重度傷病者に対して、病院や診療所へ搬送されるまでの間に医師の指示の下で救急救命処置を行います。

救急基幹センター

本県独自の制度として、24時間体制で重症救急患者に相当程度対応可能な高度診療機能を有し、初期及び2次救急医療機関の支援と3次救急医療機関の補完的役割を果たす医療機関です。

救急告示医療機関（救急告示病院）

事故や急病等による傷病者を救急隊が緊急に搬送する医療機関で、医療機関からの協力の申出を受けて知事が認定、告示しています。救急告示病院は、救急告示医療機関のうちの病院です。

急性期（病院）

急性の疾患が発症して間もない時期で、病状が安定しておらず密度の高い対応が必要とされます。この時期に対応した医療を提供する病院が急性期病院です。

なお、病床機能報告制度において急性期機能とは、「急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能」とされています。

急性期・回復期リハビリテーション

急性期のリハビリテーションは、原因となる疾患の十分な管理のもとに、機能障害の改善、早期離床による歩行を含めた基本的な日常生活動作の獲得を目的として行われ、そのことが廃用性症候群（安静等のために体を動かさないことにより起こる身体の様々な機能低下）の防止にもつながります。

回復期リハビリテーションでは、在宅復帰を目的として、引き続き機能改善を図り、移動を含む日常生活動作やその患者に必要な日常生活関連動作の獲得・向上を図り、退院に向けて地域との調整を行います。

急性心筋梗塞

冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死して心臓機能の低下が起きる疾患です。

急性大動脈解離

大動脈壁が二層に剥離し、二腔（真腔・偽腔）になった状態であり、突然の急激な胸背部痛、解離に引き続く動脈の破裂による出血症状、解離による分枝動脈の狭窄・閉塞による臓器虚血症状等、様々な症状を来します。解離部位の大動脈径が拡大し、瘤形成を認めた場合には、解離性大動脈瘤と呼ばれます。

救急患者退院コーディネーター

医療機関等に配置され、急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院の調整を行います。

救急救命士における特定行為

救急救命士が実施できる救急救命処置のうち、医師の具体的な指示が必要な処置のこと

です。

救急搬送実態調査

救急搬送の実態を把握するため、県において消防機関と医療機関に対して隔年で行っている調査のことです。

救命救急センター

重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に設置された医療機関で、高度な救急医療を24時間体制で提供できる機能を有しています。

協定指定医療機関

新興感染症発生・まん延時に、病床確保、発熱外来及び自宅療養者等への医療の提供を行う医療措置協定を締結する医療機関であり、第一種又は第二種協定指定医療機関に分類されています。

第一種協定医療機関は、新興感染症患者を入院させるための病床を確保する医療機関、第二種協定指定医療機関は発熱外来や自宅療養者等の外来医療・在宅医療を提供する医療機関です。

業務継続計画（BCP）

災害発生時に、利用できる資源に制約がある状況下において、災害時の優先業務を特定するとともに、災害時の優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のことです。

協力病院（エイズ対策）

エイズの治療に積極的に取り組むこととしている病院です。エイズ治療拠点病院とのエイズ医療・情報ネットワークを構築し、地域におけるエイズ医療の向上を図ります。

居宅介護（ホームヘルプ）事業所

障害のある人が居宅において日常生活が営めるよう、入浴・排せつ及び食事等の身体介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助、生活等の相談・助言、その他日常生活を営むのに必要な援助を行います。

居宅介護支援事業所

市町村の指定を受けた居宅介護支援事業所では、所属する介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護保険法に定める者で、介護・支援を必要とする者（以下、「要介護者等」）からの相談を受けます。要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な介護サービスを利用できるように、市町村・居宅サービスを行う者・介護保険施設等との連絡調整等や介護サービス計画を作成し、日常生活を営むために必要な援助を行います。

機能強化型訪問看護ステーション

常勤看護師の人数を多く確保し、ターミナルケア、重症児の受入れなどの対応を充実させた訪問看護ステーションのことです。

緊急安全性情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品について重要かつ緊急な情報伝達が必要な場合（予期せぬ重大な副作用等）に、製造販売元の企業等が国民や医薬関係者に対して伝達を行う情報のことです。

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態のこと。武力攻撃やテロなどのケースが想定されています。

均てん化（がん対策）

地域間や施設間によるがん治療の格差をなくして、すべての人が同等に良質のがん医療サービスを受けることができるようにすることです。

【く】**薬と健康の週間**

医薬品及び薬剤師等の専門家の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とし、設定されている週間です。毎年10月17日から23日までの1週間に設定され、医薬分業の推進や医薬品の適正使用等に関する啓発活動が行われます。

具体的対応方針

各医療機関が定める「2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割」や「2025年に持つべき医療機能ごとの病床数」等についての方針を言います。

くも膜下出血

脳卒中のひとつで、脳動脈瘤が破綻し出血する疾患です。

【け】**ケアマネジャー**

→「介護支援専門員」参照。

経営強化プラン

病院事業を設置している地方公共団体が策定するものです。公立病院が地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載しています。

軽症

使用する機関によって定義は異なりますが、一般に傷病の程度が入院加療を必要としないものを指します。

軽度認知障害（MCI）

健常と認知症の中間に当たる状態であり、認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち一つの機能に問題が生じてはいますが、日常生活には支障がない状態のことです。

ゲートキーパー（自殺対策）

悩みを抱える人に気付き、話を聞き、必要な支援につなげる人のことを「自殺を防ぐ門番」という意味でゲートキーパー（Gate Keeper）と呼びます。

血液製剤

ヒトの血液を原料として製造される医薬品の総称です。赤血球製剤や血小板製剤などの輸血用血液製剤とアルブミン製剤や免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤があります。

結核患者収容モデル事業

結核患者の高齢化等に伴い合併症を有する結核患者又は精神に障害のある人で入院を要する結核患者等に対して、一般病棟又は精神病棟に収容し、治療するために適切な基準を策定することを目的とした事業です。

結核モデル病床

結核患者収容モデル事業により、一般病棟又は精神病棟に整備された病床です。

血漿分画製剤

ヒトの血液中のタンパク質を分離して製造された医薬品のことです。アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤などがあります。最近では、一部の製剤に遺伝子組換え製品も流通しています。

血清クレアチニン

血液に含まれるクレアチニンの値です。クレアチニンは、アミノ酸の一種であるクレアチンが代謝された後の老廃物であり、腎臓でろ過されて尿中に排出されます。この値が高いと、腎臓の機能が低下していることを意味します。

血栓回収療法

詰まっている血栓を、カテーテルを用いて吸引したり、金網の筒のようにになっている血栓除去デバイス（ステント）を用いて、回収除去したりすることで、脳血流を再開通させる治療法です。

ゲノム医療

ゲノムとは、遺伝子をはじめとした遺伝情報の全体を意味します。ゲノムは体をつくるための、いわば設計図のようなもので、1人1人違ってきます。

ゲノム医療は、個人のゲノム情報をもとにした、その人の体質や病状に適した医療です。一部のがん治療では、すでに標準治療として実施されています。

献血可能年齢層

献血が可能な年齢層のことです。200 ミリリットルの全血献血の場合は、16歳から69歳まで、400 ミリリットルの全血献血の場合は男性17歳から69歳まで、女性18歳から69歳まで、成分献血の場合18歳から69歳まで（女性のみ血小板成分献血の場合は18歳から54歳まで）が献血可能年齢層です。

健康危機・健康危機管理

感染症、食中毒、有毒物混入、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康を脅かす事態を健康危機といい、そのような事態に対し行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を健康危機管理といいます。

健康サポート薬局

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局です。

健康寿命

一生のうち、健康で支障なく、日常の生活を送れる期間のことです。

言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務内容とする専門職種です。

【こ】

広域災害救急医療情報システム（EMIS）

救急医療機関における患者の受入の可否等の救急医療情報及び災害時における診療可否・医師等の派遣の可否・医薬品備蓄状況などの支援、被支援などの災害時医療情報を県内の救急医療機関から収集し関係機関に提供するシステムです。

後期高齢者

75歳以上の方のことです。

口腔ケア

歯ブラシ、歯間ブラシ等を使って歯や口を清潔かつ健康に保つための器質的口腔ケアと、唾液の分泌を促したり舌・口唇・頬などの口腔機能を維持・向上するための機能的口腔ケアがあります。

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）

「SCU」とは Staging Care Unit の略です。災害時等に、航空搬送拠点に設置する搬送患者待機のための臨時医療施設であり、症状安定化のための処置・航空搬送のトリアージ等を実施する場のことです。

合計特殊出生率（TFR）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。

高次脳機能障害（記憶障害、注意障害等）

脳の損傷により生じる認知・行動機能の障害。事故による頭部外傷や脳血管障害などの脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒など、さまざまな原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為などの認知・行動機能に生じる障害のことです。

更生医療（自立支援医療）

身体に障害のある人が、障害の程度を軽くしまたは取り除き、あるいは障害の進行を防いで職業上、及び日常生活の便宜を増すために必要なとき受ける公費負担医療であり、障害者総合支援法に規定されています。

公的病院

医療法第31条の公的医療機関のうち、病院であるものをいいます。千葉県内では、県立病院を含む公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院及び成田赤十字病院が該当します。

行動・心理症状（BPSD）

認知症の記憶障害などの中核症状に環境要因等が作用し、心理的不安やストレスが強まることで誘発される、幻覚・妄想・興奮・衝動的行為などの症状の総称です。周辺症状と表すこともあります。

BPSDは、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略です。

高度急性期

病床機能報告制度において高度急性期機能とは、「急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能」とされています。

具体例としては、救命救急病棟や集中治療室などが該当します。

高度救命救急センター

救命救急センターのうち、特に高度な診療機能を有すると認めるものをいい、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者の医療を担当する医療機関のことです。

高度救命救急センター

先発医薬品の特許が切れた後に、効き目や安全性が同等として他の製薬会社による製造・供給が認められた医薬品のこと。「ジェネリック医薬品」ともいいます。一般に先発医薬品と比べて価格が安くなるため、自己負担の軽減や保険財政の改善に資するとして、普及が図られています。

公立病院経営強化ガイドライン

令和4年に総務省自治財政局が策定・通知したガイドラインです。

公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことを目指し、総務省が地方公共団体に対し公立病院

経営強化プランの策定を要請したものです。

プランの内容は、役割・機能の最適化と連携の強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組などです。

誤嚥（ごえん）

食べ物を飲み込むことを「嚥下（えんげ）」といい、口から食道でなく気管に入ってしまうことをいいます。

誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）

嚥下時に、本来気管に入ってはいけない物が気管に入り、そのために生じた肺炎のことです。

老化等により、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかすなどが誤って気管に入りやすくなり、その結果、誤嚥性肺炎が発症しやすくなります。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係者との調整など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うワンストップ拠点です。

骨髄ドナー登録説明員

献血会場などで行われるドナー登録会で、登録希望者に対し、登録の説明やサポートを行うボランティアのことです。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

【さ】

災害医療協力病院

災害時において災害拠点病院とともに患者の受け入れを行う医療機関です。

災害医療コーディネーター

災害時に、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うコーディネーターです。

災害拠点精神科病院

災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受け入れ、DPA Tの派遣に係る対応等を行う病院のことです。

災害拠点病院

災害時に多発する重篤患者の救命医療を行う高度の診療機能、患者の広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、被災地等の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する地域災害医療センター、及びこれらの機能に加え災害医療に係る研修機能を有する基幹災害医療センターであり、知事の指定する病院のことです。

災害支援ナース

被災地域に派遣されて、被災した医療機関における看護業務、避難所の環境整備や感染症対策、避難所における心身の体調不良者に対する受診支援、医療チームへの患者の引継ぎ及び救急搬送等の活動を行います。

災害時小児周産期リエゾン

災害時に、小児・周産期医療に特化した調整を行う専門のコーディネーターです。

災害派遣医療チーム（DMA T）

DMA Tは、Disaster Medical Assistance Team の略であり、大災害などが起こった

場合に、災害発生後の概ね48時間以内の初期段階で、いち早く被災地に駆けつけて急性期の医療救護活動を行う医療チームです。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）

DPATは、Disaster Psychiatric Assistance Team の略であり、大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健福祉活動の支援を行うための専門的な精神医療チームです。発災直後から、被災地の状況によって中長期にわたって活動します。

災害薬事コーディネーター

災害時に、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握等を行うコーディネーターです。

再興感染症

既知の感染症で、既に公衆衛生上ほとんど問題とされない感染症と認識されていましたが、近年再び患者数が増加してきた感染症、あるいは将来的に公衆衛生上問題となる可能性がある感染症です。

在宅医療・介護連携推進事業

介護保険法で定める地域支援事業で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とした事業です。

在宅患者訪問栄養食事指導

在宅療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、管理栄養士が訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立等を示した栄養食事指導箋を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導箋に従い、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を行うことです。

在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局

調剤報酬の項目のひとつである「在宅患者訪問薬剤管理指導(料)」を算定することを地方厚生局に届け出ている薬局のことです。通院が困難で、かつ在宅療養を行っている患者に対して、薬剤師による薬学的管理指導計画の策定や、それに基づく薬学的管理・指導を行うことができます。

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理

在宅療養を行っている患者に対して、医師の診療に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問し、患者の病状及び療養環境等を踏まえ療養上必要な指導を行うことです。

在宅緩和ケア

がん等の患者において、住みなれた家や地域で、痛みや不安等の症状を和らげ、生活の質を向上させ、その人の尊厳を保ちながら、最後まで安心して自分らしく生きること・生活することができるための支援をすることです。

在宅血液透析指導管理

在宅医療に関する診療報酬の算定項目のひとつです。在宅で血液透析を行う患者に対して、その指導管理を行うものです。算定には、在宅血液透析に係る医療の提供に必要な体制の整備が必要となります。

在宅自己腹膜灌流指導管理

在宅医療に関する診療報酬の算定項目のひとつです。「自己腹膜灌流」とは、自分の腹

膜で人工透析を行う療法のことで、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行う患者に対して、指導・管理を行うものです。

在宅当番医制・在宅当番医療機関

市町村及び一部事務組合の委託により、地区医師会の医師等が交代で夜間休日診療を実施する体制です。在宅当番医療機関は、初期診療を行うとともに、必要であれば二次救急医療機関等へ患者を紹介・転送する役割を有しています。

在宅療養後方支援病院

在宅療養支援診療所等と連携し、あらかじめ届け出た入院希望患者に緊急入院の必要が生じた場合に入院できる病棟を常に確保している病院のことで、

在宅療養支援歯科診療所

在宅又は社会福祉施設等における療養を、後方支援の機能を有する医療機関と連携して歯科医療面から支援する歯科診療所のことで、

在宅療養支援診療所

地域における患者の在宅療養について、主体となる責任を有する診療所であり、患者からの連絡を一元的に受ける他、患者の診療情報を集約するなどの機能を有しています。24時間体制で往診や訪問看護を実施します。

在宅療養支援病院

許可病床200床未満、または半径4km以内に診療所が存在しない200床以上の病院であり、在宅療養支援診療所同様24時間体制で往診や訪問看護を実施する病院のことで、

在留外国人

在留外国人とは、観光目的を除き90日を超えて日本に滞在する外国人のことで、

作業療法士

医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に、手芸工作その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門職種です。

挫滅症候群

身体の一部、特に四肢が瓦礫等により圧迫されると筋肉等が損傷を受け、壊死した筋細胞からカリウム等が漏出し、その後、圧迫が解除されると、血液中にそれらが大量に流れ込むことにより、不整脈や急性腎不全等を来し致命的になる疾患です。

サルコペニア

Sarcopenia。高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく老化現象のことで、25～30歳頃から進行が始まり、生涯を通して進行します。

産業医

職場において、労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。労働者数50人未満の事業場については、選任義務はありませんが、労働者に健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理を行わせるように努めなければならないとされています。

産後ケア

出産後1年以内の母子に対して行う授乳指導や乳房マッサージ、心理的ケア等の心身のケアや育児サポート等のことをいいます。

三次救急医療

救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される重篤救急患者に対する

救命医療を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救命救急センター」により実施されています。

三次（保健）医療圏

先進的な技術や特殊な機器の使用を必要とする医療、発生頻度が低い疾病の治療や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域です。千葉県では、県全域をもって三次保健医療圏としています。

【し】

歯科衛生士

歯牙及び口腔の疾患の予防のため歯科医師の指導の下に行う歯石等の除去及びフッ素等薬物の塗布並びに歯科診療の補助並びに歯科保健指導を行う専門職種です。

歯科急病診療所

夜間・休日等の急患に対応する歯科診療所です。ちば救急医療ネットで検索が可能です。

脂質異常症

血液中の脂肪値が高い状態を脂質異常症（高脂血症）と呼びます。血液中の脂肪分である血清脂質のうち、脂質異常症にかかわる成分は、コレステロールと中性脂肪です。

疾病管理プログラム

多職種チームが退院前から退院後にわたり医学的評価・患者教育・生活指導を包括的かつ計画的に実施して再入院抑制を含む予後改善を目指す中～長期プログラムをいいます。低下機能（心機能）の回復だけではなく、再発予防、リスク管理などの多要素の改善に焦点が当てられています。

指定薬物（いわゆる危険ドラッグ）

多快感、快感等を高めるものとして、あたかも合法のように偽装して販売されていましたが、医薬品医療機器等法により中枢神経の興奮、抑制及び幻覚等の作用を有するとして厚生労働大臣が指定した薬物のことで、製造、販売、所持、購入等が規制されています。

自閉症

→「発達障害」参照。

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する役割を担う者です。

ジャパンインターナショナルホスピタルズ

ジャパンインターナショナルホスピタルズ（J I H）は、渡航受診者受入に意欲のある病院の受入体制や取組み、主に受け入れる診療科が提供する診断・治療の実績について一定の基準を満たすとして、一般社団法人 Medical Excellence JAPAN（MEJ）により認証を受けた病院のことです。

収去検査

食品や医薬品の安全を検査・確認するため、法に基づいて食品衛生監視員や薬事監視員が店舗・薬局などから当該食品・医薬品の必要最少分量の無償提供を受けて行う検査のこと。

周産期（周産期医療）

周産期とは妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の時期を指し、この時期の母子・母胎を総合的に管理してその健康を守るのが周産期医療です。

周産期医療圏

「医師確保計画策定ガイドライン」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 4 号、医政医発 0331 第 3 号）では、二次医療圏と同一である場合も含め、周産期医療の提供体制に係る圏域を「周産期医療圏」と呼称しています。

周産期死亡率

全出産数に対する妊娠後期（妊娠満 22 週以降）の死産数及び早期新生児死亡数の合計の割合です。

周産期母子医療センター

周産期を対象とした産科と小児科を組み合わせた医療施設です。

周術期

手術中だけでなく、術前から術後の一連の期間の総称です。

重症

使用する機関によって定義は異なりますが、一般に傷病の程度が 3 週間以上の入院加療を必要とするものを指します。

重度心身障害者（児）医療給付改善事業

重度心身障害のある人の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、健康保険法、国民健康保険法等に基づく保険による医療給付の自己負担額を助成する制度で、市町村が実施し、千葉県では補助金を交付しています。

受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

受療率

ある特定の日に、入院・外来・往診等の診療を受けた人の割合を指します。

循環型地域医療連携システム

患者を中心として、急性期から回復期までの治療を担う地域の医療機関の役割分担と連携、更には健康づくり・介護サービスと連動する体制です。

紹介受診重点医療機関

紹介受診重点医療機関は、かかりつけ医からの紹介状を持って受診いただくことに重点を置き、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や、放射線治療等の高額医療機器等を必要とする外来といった、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）を地域で基幹的に担う医療機関です。

障害児通所支援事業所

児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う事業所です。

障害児等療育支援事業

在宅の障害のある子ども等やその家族を対象に、障害児（者）施設などがもつ機能を活用した、訪問や外来による療育のための相談や指導を実施すると共に、近隣の保育所や幼稚園等を巡回し、職員を対象にした療育に関する技術の指導を行う事業です。

障害保健福祉圏域

障害福祉サービスの実施主体は市町村ですが、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位のことです。保健所の区域を基本とした 13 の健康福祉センター（保健所）の圏域と千葉市、船橋市及び柏市を加えた計 16 圏域を設定しています。

ショートステイ

児童や障害のある人、高齢者の心身の状況や病状、その家族の身体上・精神上・環境上

の理由により一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスです。

小児医療協議会

小児医療体制に係る調査分析に関する事項等、県の小児医療体制の整備に関する協議を行う協議会です。

小児医療圏

「医師確保計画策定ガイドライン」（令和5年3月31日付け医政地発0331第4号、医政医発0331第3号）では、二次医療圏と同一である場合も含め、小児医療の提供体制に係る圏域を「小児医療圏」と呼称しています。

小児がん連携病院

小児がん連携病院とは、地域の質の高い小児がん医療及び支援を提供し、一定程度の医療資源の集約化を図るため、国に定められた指針に基づき、各地域ブロック協議会により指定された病院です。千葉県では6病院が小児がん連携病院に指定されています。

小児救急医療拠点病院

複数の医療圏を対象として、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えている二次救急拠点病院です。

小児救急電話相談

小さな子どもを持つ保護者が、休日・夜間の子どもの急病にどう対処したらよいか、病院の診療を受ける必要があるかなどの判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話相談ができるものです。千葉県では、「こども急病電話相談」の名称で、毎日午後7時から翌午前8時まで相談を受け付けています。電話番号は「#8000」（銚子市のみ043-242-9939）です。

小児救命集中治療ネットワーク

重篤な小児救急患者への的確な対応のための体制整備を目的とした、関係病院間のネットワークのことで、

小児救命救急センター

県内全域を対象として、診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる三次救急医療機関です。

小児集中治療室（PICU）

→「PICU」参照。

小児初期救急センター

小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療を行う初期救急医療機関のことで、

小児中核病院

三次医療圏において中核的な小児医療を提供する医療機関のことで、

傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が定める基準のことで、この実施基準では、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、救急隊による傷病者の状況の観察基準、受入医療機関が速やかに決定しない場合における受入医療機関を確保するためのルールなどを定めます。

初期救急医療

救急患者のうち、入院の必要がない軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行うことを指します。具体的には「休日夜間急患センター」や「在宅当番医」がその役割を担います。

助産師外来

医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものです。

心血管疾患リハビリテーション

心血管疾患患者の身体的・心理的・社会的・職業的状态を改善し、基礎にある動脈硬化や心不全の病態の進行を抑制あるいは軽減し、再発・再入院・死亡を減少させ、快適で活動的な生活を実現することをめざして、個々の患者の「医学的評価・運動処方に基づく運動療法・冠危険因子是正・患者教育およびカウンセリング・最適薬物治療」を多職種チームが協調して実践する長期にわたる多面的・包括的プログラムをさします。

心原性

心肺停止に陥った原因が、心筋梗塞などの心臓の疾患や機能不全であるものをいいます。他の原因によるものと比べ、救急救命処置による救命の可能性が高く、迅速・適切な救急救命処置の実施がきわめて重要なケースです。

新興感染症

人の間に初めて現れた感染症、あるいは既に存在していた可能性のある感染症の中で急激な感染範囲の拡大や感染率の増加が見られた感染症です。

なお、「第5章第1節2(8)新興感染症発生・まん延時における医療」においては、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症を指します。

心疾患

心臓の疾患の総称、心臓病とも言います。

人生会議

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の愛称です。

→「ACP」参照。

新生児

生後4週未満の乳児です。

新生児死亡率

全出生数に対する新生児死亡（生後4週未満の死亡）数の割合です。

新生児集中ケア認定看護師

認定看護師の内、新生児集中ケア分野における熟練した看護技術及び知識を有する者として日本看護協会の認定を受けた看護師のことです。

新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいいます。毎年流行を繰り返す通常のインフルエンザと異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

心筋梗塞

冠動脈の閉塞等によって心筋への血流が阻害され、心筋が壊死し心臓機能の低下が起きる疾患です。

シンクタンク

さまざまな領域の専門家を集めて政策や企業戦略の策定・提言などを行う調査研究組織のことです。

診療所

入院のための病床がない、又は病床数が 19 床以下の医療機関です。前者を無床診療所、後者を有床診療所と呼びます。また、診療所のうち歯科診療所を除いたものを一般診療所と呼びます。

【す】**推算糸球体濾過量（eGFR）**

どれくらい腎臓に老廃物を尿へ排泄する能力があるかを示しており、この値が低いほど腎臓の機能が悪いということになります。

睡眠時無呼吸症候群

眠り出すと呼吸が止まってしまうため、過眠や高血圧などを引き起こす病気です。

スティグマ

日本語の「差別」や「偏見」などに対応しています。具体的には、「糖尿病など個人の持つ特徴に対して、周囲から否定的な意味づけをされ、不当な扱いことをうけること」です。

【せ】**生活機能障害**

筋骨格系、心肺機能、認知精神機能において、これらの日常生活動作を支えるために必要な最低限の能力を保てなくなった結果生じる、生活能力の障害のことです。

生活習慣に関するアンケート調査

県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康や医療に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的に、2年に一度実施する調査です。

調査結果は「健康ちば21」等、保健医療施策を具体的に推進するための資料となります。

精神科救急情報センター

精神科救急患者本人や家族、救急隊等からの相談等に直接応じ、必要な対応を行う窓口。千葉県総合救急災害医療センターに設置され、原則として年間を通じ24時間体制で電話により相談に応じている。

精神科リエゾンチーム

「リエゾン」とは、フランス語で「連携」や「連絡」を意味する言葉です。「精神科リエゾン」は、身体疾患に伴う様々な心理的問題を一般科と連携しチーム医療の中で扱おうとするもので、精神科医・薬剤師・看護師・臨床心理技術者・精神保健福祉士などの多職種により行われます。

精神保健福祉センター

精神保健及び精神に障害のある人の福祉に関する知識の普及や調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものなどを行っている施設です。都道府県や政令指定都市における精神保健及び精神に障害のある人の福祉に関する総合的技術センターとしての役割を担っています。

精度管理

（がん検診・水質検査等の）水準を高く保つために、方法などについて点検し、評価することです。

世界アルツハイマーデー及び月間

1994年「国際アルツハイマー病協会」(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓蒙を実施しています。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、全国各地で様々な取組を行っています。

セカンドオピニオン

Second Opinion。診断や治療方針に関して、主治医以外の専門的知識を有する医師が提供した意見をいいます。セカンドオピニオンの提供は患者自身が納得した医療を受けるための手助けとなります。

摂食嚥下障害(せつしょくえんげしょうがい)

脳血管疾患や老化等の様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下して起こる障害のことです。むせ、誤嚥、窒息等があります。

摂食障害支援拠点病院

摂食障害患者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援、県内の医療機関への助言・指導や関係機関との連携・調整のほか、医療従事者等に対する研修や普及啓発を実施する病院です。

セミオープンシステム

健診は地元で、分娩は連携病院で行い、出産には連携病院の医師・助産師が対応する方式です。

全県(複数圏域)対応型救急医療連携拠点病院

国立大学病院や高度救命救急センター、ドクターヘリ配置医療機関といった、救急に関して高度な医療機能を有し、全県下に1箇所または数箇所程度配置される病院です。なお、救急医療に関する専門的な助言・指導を行う機関でもあります。

全県(複数圏域)対応型周産期医療連携拠点病院

リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療を提供し、24時間体制で患者を受け入れることのできる医療施設のことです。

全県(複数圏域)対応型小児医療連携拠点病院(小児中核病院)

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する病院のことです。

全国がん登録

日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で1つにまとめて集計・分析・管理する仕組みを指します。病院及び指定された診療所は法の定めにより、診療の過程で得られたがんに関する情報の届出が義務づけられます。

専門医

専門医制度において、認定された専門医のことです。

専門医の領域は、総合診療を含む19の基本領域とサブスペシャリティ領域で構成されます。

専門医制度

専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的として構築された制度です。

中立的な第三者機関である一般社団法人日本専門医機構が専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行います。

専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる、高度薬学管理機能を持つ薬局です。

専門看護師

看護師として5年以上の実践経験を持ち、看護系大学院で修士課程を修了して必要な単

位を取得した後に専門看護師認定審査に合格した専門看護分野において、卓越した看護実践能力を有することを認められた看護師のことです。

専門研修

臨床研修（医師免許取得後2年以上）を終えた医師が、専門的知識を学び経験を積むことにより、各種専門医資格の取得を目指す研修課程のことです。

専門研修基幹施設

専門研修のプログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医（専門研修を受ける医師）及びプログラムを形成する他の施設を統括するとともに、研修環境整備の責任を負うなど、中心的な役割を果たす施設のことです。学会の定める施設基準や指導体制等を整えている必要があります

【そ】

装具

手足や胴体の機能に障害がある人が装着し、その機能の回復や症状の軽減のために使う用具です。

造血幹細胞移植

白血病などの血液の重い病気の患者に、ドナーから採取した健康な造血幹細胞（赤血球、白血球、血小板等を造る細胞）を移植することで正常に血液を造る力を回復させる治療法のことです。骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植といった複数の治療法があります。

総合周産期母子医療センター

相当規模の母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設で県が指定した病院のことです。

総合診療専門医

総合診療とは人々が暮らしの中で直面するさまざまな健康上の問題について、患者の視点に立ち総合的に問題解決を図ろうとする診療形態を指します。総合診療医は、全ての臓器・領域の高頻度疾患に対処できる全科的医療を実践できる臓器横断包括性にその専門性があり、専門医制度における基本領域の1つとして位置付けられています。

総合難病相談支援センター

県内8箇所にある千葉県指定の地域難病相談支援センターをとりまとめる指導的役割を持つ施設で、県内1箇所に設置されています。

ソーシャルキャピタル

Social capital。地域のネットワークによってもたらされる規範と信頼を意味し、地域共通の目的に向けて協働するモデルとされ、社会資本と訳されています。しかし、それは施設等の物的な社会資本ではなく、行政・企業・住民を結びつける人間関係、市民関係のネットワークであり、社会関係資本、共同関係資本ともいうべき性格を有しています。

具体的にはボランティア活動や官民連携など幅広い横型ネットワークによって支えられており、地域を支える主体の社会的応答性を高める仕組みでもあります。

組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-P A）

生体内に存在する組織プラスミノゲン活性化因子のことであり、血栓の溶解作用を有しています。アルテプラゼはこの因子を製剤化したものであり、脳梗塞において発症早期の治療等に用いられます。t-P AはTissue Plasminogen Activator の略です。

措置入院

精神科病院での入院治療を受けなければ、その精神障害（精神疾患）のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあると認められた場合に執られる都道府県（政令指定都市）の長の命令による強制入院を指します。患者の人権の部分的制限を伴う行政処分であることから、2名の精神保健指定医の診察の結果が一致する等の要件や手続きについて精神保健及び精神障害福祉に関する法律で厳密に規定されています。

【た】

退院患者平均在院日数

ある調査期間の間に退院した患者が、平均して何日間入院していたかを表す指標です。

退院前カンファレンス

患者の退院前に、退院後の療養や生活面の課題等について、関係する多職種間で情報共有し、支援内容や方法を確認するとともに、患者や家族の希望を確認し、より安定した療養生活に向けて準備を行う会議のことです。

大腿骨近位部骨折

大腿骨頸部骨折と大腿骨転子部骨折の総称です。典型的な骨粗しょう症性骨折と言われており、人口の高齢化とともに発生数が増加しています。

多言語対応

外国語を話す人の対象の言語でコミュニケーションを取れる状態にするために、通訳者・電話通訳・文書翻訳・多言語音声翻訳サービスなどで対応することです。

タスクシェア

医師の業務を複数の職種で分け合う「業務の共同化」を指します。

タスク・シフト／ シェア

当事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化のことです。

多剤耐性結核

結核治療の第一選択薬であるイソニコチン酸ヒドラジド（INH）及びリファンピシン（RFP）の両方に耐性を有する結核をいいます。患者が正しく抗結核薬を服薬しなかったり、治療が完了する前に服薬を中止したりすると、多剤耐性結核菌が出現します。一般の結核に比べ、多剤耐性結核の治療は著しく困難であると言われます。

多動性障害（ADHD）

→「発達障害」参照。

【ち】

地域医療構想調整会議

都道府県が医療法の規定に基づき開催する会議の一つで、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的としています。

委員は医療関係者、保険者等で構成され、構想区域（千葉県では2次保健医療圏に一致。）ごとに開催されます。

地域医療支援センター

医療法に基づき、医師の地域偏在解消等を目的として県が設置した機関です。

県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師の不足する医療機関の医師確保の支援等を行います。

地域医療支援病院

かかりつけ医を支援し、地域医療の充実を図ることを目的として、二次保健医療圏ごと

に整備される病院です。施設の共同利用、地域医療従事者の研修なども行います。

地域医療連携パス

急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て自宅に戻るまでの治療経過に従って、各期間の診療内容や達成目標などを明示した治療計画です。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心の確保が見込まれます。

地域医療対策協議会

医療法に基づき、医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行うために県が設置した協議の場です。

千葉県では、千葉県医療審議会医療対策部会が地域医療対策協議会を兼ねることであります。

地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院が整備されていない2次医療圏に整備されています。隣接する地域がん診療連携拠点病院のグループとして指定され、連携しながら専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。

地域がん診療連携拠点病院

→「がん診療連携拠点病院」参照。

地域災害拠点病院

→「災害拠点病院」参照。

地域周産期母子医療センター

産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設で県が認定したものです。

地域小児科センター

二次医療圏において中核的な小児医療を実施する医療機関のことです。

地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健の広域的な連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築することを目的とした協議会です。

地域生活期

地域生活期とは疾患の発症間もない急性期、引き続いて緩やかに病状が回復している回復期の後の段階を指し、退院後の時期に相当します。障害が残った場合など、引き続いてリハビリテーション等の医療や介護が必要とされる状態を言います。維持期とほぼ同義の言葉です。

地域難病相談支援センター

地域で生活する難病患者やその家族の日常生活の質の向上を目的として、保健・医療・福祉の総合的な相談、情報提供、講演会の開催、また患者会等の自主的な活動を支援しており、より身近なところで相談等ができるよう県内に9箇所設置しています。

地域包括ケア（システム）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

地域包括ケア病棟／地域包括ケア入院医療管理料

「地域包括ケア病棟」とは急性期医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟のことです。また、「地域包括ケア入院医療管理料」は病棟ではなく、病室単位で算定できる管理料です。

地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関です。他の行政機関、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援しています。

地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

保健医療計画を踏まえ、2次保健医療圏（構想区域）における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討するとともに、医療法の規定に基づき地域医療構想を推進するために必要な協議を行うこと目的とする「地域医療構想調整会議」の機能も担うものです。

地域の医療関係者や福祉関係者、医療保険者、市町村等で構成されます。

地域リハビリテーション

障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。そこに暮らしている人たちが、いつまでもその人らしく自らが「したい生活」を実現できる地域を目指した取組です。

地域リハビリテーション広域支援センター

地域におけるリハビリテーション関係機関相互の連携を図るとともに、関係機関への相談、援助、研修等を行う機関です。二次保健医療圏ごとに1箇所の指定を行います。

地域連携薬局

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる、かかりつけ機能が充実した薬局です。

チェックリスト

住民検診に関与する各組織（都道府県、市区町村、検診機関）において、最低限整備すべき技術・体制が備わっているかをチェックするものであり、国が「事業評価のためのチェックリスト」として公表しています。

チェックリストは、都道府県用、市区町村用、検診機関用の3種類に分かれています。

国の指針により、検診機関は、各々チェックリストに基づいて現在の体制を自己点検し、課題に応じて改善策を検討することが求められています。

チーム医療

多種多様な医療スタッフが、互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供することです。

ちば医療ナビ

千葉県内の医療機関、薬局の様々な医療機能情報をインターネットにより広く県民に公表するシステムです。最寄りの駅からや病名からでも検索でき、適切に医療機関、薬局を選択することができます。

ちばがんナビ

県内の医療機関や、不安や悩みを相談できる身近な窓口、各種の支援制度など、がんに関するさまざまな情報を紹介している、ホームページです。

ちば救急医療ネット

病院・診療所を受診する際に役立つ千葉県内の在宅当番医や休日夜間急病診療所などの医療機関情報をホームページで県民に提供するシステムです。

千葉県オレンジ連携シート

認知症に携わる様々な専門職が、支援に必要な情報を共有しながら、必要に応じて助言依頼・意見交換なども行うことができ、県内全域で利用可能なツールとして千葉県が作成

した様式です。

千葉県がん診療連携協力病院

特定の部位のがん診療において国が指定するがん診療連携拠点病院に準ずる診療機能を有し、地域の医療機関と診断及び治療に関して連携協力を行う医療機関として県が指定する医療機関です。

千葉県がん・生殖医療相談支援センター

千葉大学医学部附属病院に設置し、患者や医療機関等からの相談にワンストップで応じるとともに、妊孕性温存療法に関する普及啓発、医療機関間の連携促進を行っています。

千葉県CKD対策協力医

千葉県医師会でCKDの診療を適切に行うための講習を受け、登録された医師。健診結果を正しく判断し腎臓専門医と連携し診療を行います。

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的とする事業です。

千葉県自治体病院支援対策本部

地域に必要な医療を確保するため、県内の自治体病院の経営状態や人材確保の状況等を把握し、各自治体の状況に応じた医療資源の活用や機能分担などを図ることを目的に、平成20年9月に設置した組織。本部長の知事を含め、両副知事や関係部局長計14名で構成されています。

千葉県精神科救急医療システム

精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などによる精神科救急患者等の相談に応じ、精神科救急医療施設の紹介や受診の調整を行うとともに、主として休日及び夜間における救急医療体制を整備・確保する事業です。

千葉県赤十字血液センター

輸血用血液の製剤に係る採血・検査・製造・供給を行う日本赤十字社の施設として各都道府県にあり、千葉県内には、採血・供給を行っている千葉県赤十字血液センターがあります。

千葉県地域生活連携シート

医療と介護サービスをスムーズに提供することを目的に、介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者（患者）の情報を共有するための千葉県参考様式です。

なお、千葉県共用脳卒中地域医療連携パスの「介護シート（脳卒中患者の退院後（地域生活期）において、介護支援専門員が記入する様式）」としても運用されています。

千葉県地域統括相談支援センター

千葉県がんセンター内に設置され、がん相談支援センターと協同し、拠点病院等の相談支援機能に加え、がんに関する療養情報や、患者会、患者サロンなどの地域情報を収集し、千葉県がんサポートブックや、がん情報提供サイト千葉県がん情報 ちばがんナビによる情報提供を行っています。また、千葉県ピア・サポーターの養成、各拠点病院等でのピア・サポートサロンの運営など、患者の視点に立った相談支援に取り組んでいるところです。

千葉県てんかん支援拠点病院

てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援や治療、県内の医療機関等への助言・指導や関係機関との連携・調整のほか、医療従事者等に対する研修や普及啓発を実施する病院です。

千葉県認知症コーディネーター

認知症に関する地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際など、連携を円滑に進めていくために、専門職に対する助言等支援を行う者です。

千葉県リハビリテーション支援センター

二次保健医療圏ごとに設置された地域リハビリテーション広域支援センターへの支援、リハビリテーション資源の調査・情報提供、関係機関や住民等への講演会の開催等を通して、地域リハビリテーション事業の普及啓発を推進する機関です。

ちば認知症相談コールセンター

千葉県と千葉市が共同で委託運営している、認知症に関する電話相談及び面接相談です。認知症介護の専門家や経験者等が相談に応じています。電話番号は「043-238-7731」です。

地方公営企業法全部適用

公立医療機関のうち、全ての事務について地方公営企業法が適用されるものをいいます。対義語は一部の事務に自治法が適用される「地方公営企業法一部適用」ですが、これに比べて企業（医療機関）側により大きな権限や経営責任が付与される形態です。

中核拠点病院（エイズ対策）

エイズ治療拠点病院の中から1箇所指定されるもので、この中核拠点病院において高度なエイズに関する診療を実施するとともに、他の拠点病院に対する研修や情報の提供、連携を行い総合的なエイズ医療の提供体制の構築を推進します。

中核市

人口が20万人以上である市のうち、「中核市」として政令で指定された市をいいます。中核市では、都道府県の業務のうちの一部が市の業務となり、保健医療分野では保健所の設置等の事務がこれに含まれます。千葉県では、船橋市、柏市の2市が中核市です。

中核地域生活支援センター

対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間・365日体制で応じるとともに、相談者のニーズを把握し、適切な支援機関へつなぐため、連絡・調整等の必要な活動を行っています。県内では現在、広域福祉圏域ごとに1か所、合計13か所設置されています。

中等症

使用する機関によって定義は異なりますが、多くの場合、傷病の程度が3週間以内の入院加療を要するものを指します。

超低出生体重児

出生時の体重が1,000グラム未満新生児のことです。

重複障害化

脳血管障害に伴い、さまざまな障害が重複している状態のことです。

【て】

低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態のことです。

低栄養改善指導

高齢者の中には、食物を噛む能力や飲み込む能力、食べる意欲の低下により食事量が減り、栄養不足の状態に陥る人がいます。栄養不足は運動能力や免疫力の低下の原因ともなります。低栄養改善指導とは、やせているなど低栄養状態であると認められる高齢者に対し、低栄養の危険性に関する意識づけや生活改善指導を行うことをいいます。

定期予防接種

予防接種のうち、法律（予防接種法）に基づいて市区町村長の責任で摂取するものをいいます。小児に対するBCGや四種混合ワクチン、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種などが含まれます。対して、法律によらない予防接種を「任意予防接種」と言います。

	定期予防接種対象疾病
A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点をおくもの）	ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・H i b感染症・小児の肺炎球菌感染症・水痘・ヒトパピローマウイルス感染症・B型肝炎
B類疾病（主に個人予防、個人の発病・重症化予防に重点をおくもの）	高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症

低出生体重児

出生時の体重が2,500グラム未満の新生児のことです。

低侵襲治療

治療による患者の身体への負担や影響の大きさを「侵襲性」といいます。低侵襲治療とは、この侵襲性が低い治療、すなわち患者身体に対する負担や影響が少なくすむ治療を指します。

テクノエイド

福祉機器や用具を用いて障害のある人の自立を支援することです。

【と】

糖尿病性腎症

糖尿病による高血糖が続くと腎臓の血管が障害を受けて腎臓の大切な働きが低下して腎症となり、さらに進むと最終的には重度の腎不全となって人工透析が必要な状態になります。平成10年以降、糖尿病性腎症は透析を必要とする重度の腎不全の原因の第1位となっています。

糖尿病性網膜症

糖尿病が原因で目の中の網膜という組織が障害を受け、視力が低下する病気です。

ドクターカー

医師が同乗し、重症患者に対し救急現場から高度な医療処置を行えるように、除細動・気道確保セットや点滴・薬剤セットなどを積載した車のことです。

ドクターヘリ

医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。基地病院に常駐し、消防機関等からの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救命救急センター等の病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。

特定健診

40歳以上75歳未満の者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことであり、平成20年度より実施され

ています。

特定建築物

多数の者が使用し、又は利用する建築物で、延べ面積が3,000㎡以上の百貨店、事務所、集会場及び旅館等並びに延べ面積が8,000㎡以上の学校をいいます。(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)

特定行為

診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めたものです。

特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定分野区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものです。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居する要介護者等に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのことです。

特定保健指導

特定健診によりメタボリックシンドロームあるいはその予備群であることが判明した者に対して行われる保健指導のことです。

特別養護老人ホーム

在宅での介護が困難な主に要介護3以上の高齢者が利用する、食事介助や入浴・排せつ、日常生活における生活支援サービス、機能訓練などの介護サービスが受けられる公的施設です。

都道府県がん診療連携拠点病院

→「がん診療連携拠点病院」参照。

ドナー休暇制度

造血幹細胞の提供に要する期間を、通常の年次有給休暇等とは別の特別休暇として取り扱うことで、社員等がドナーになった際の就業上の負担を軽減する制度のことです。

トリアージ

Triage。傷病者の緊急度や重症度に応じて搬送や適切な処置を行うための優先順位を決定することであり、災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合等に必要となります。

【な】

ナースセンター事業

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、無料職業紹介事業、再就業のための研修会、看護業務のPR等を行う事業です。

【に】

二次（保健）医療圏

一般的な入院医療を提供するための病床の整備を図るとともに、医療機関相互の機能分担に基づく連携により包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域です。千葉

県では、9つの二次保健医療圏を設定しています。

二次救急医療

初期救急医療機関で入院や手術を必要とすると判断された救急患者等に対応する医療のことを指します。各地区において病院等が当番制で夜間・休日に対応する「病院群輪番制」や「救急告示医療機関」により実施しています。

乳児家庭全戸訪問事業

市町村の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

乳児死亡率

全出生数に対する乳児死亡（生後1年未満の死亡）数の割合です。

乳幼児死亡率

5歳未満の人口に対する5歳未満の死亡者の数の割合です。

乳幼児突然死症候群（SIDS）

Sudden Infant Death Syndrome の略です。何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。

尿アルブミンの測定

尿の中のタンパク質の濃度を測る検査で、腎症を発見するために実施します。微量アルブミン尿検査により早期の腎症を発見することができます。腎症の重症化に伴い、微量アルブミン尿から顕性アルブミン尿（タンパク尿）へと進みます。

妊婦健康診査

妊娠した方が出産までの間に医療機関にて定期的な検査や診察等を受ける健康診断のことです。

妊産婦死亡率

出産（出生＋死産）10万に対する、妊娠中又は分娩後42日未満の母体の死亡数のことです。国際比較をする場合には出生数10万対を用います。

妊産婦入院調整業務支援システム

ハイリスク妊産婦の迅速な入院調整を支援するため、周産期母子医療センター等から関係医療機関に受入可否等を一斉照会し、自動集計された結果を関係者で情報共有できるシステムです。

認知行動療法

人間の気分や行動が認知のあり方（ものの考え方や受け取り方）の影響を受けることから認知の偏りを修正し、問題解決を手助けすることによって精神疾患を治療することを目的とした精神療法です。うつ病、不安障害やストレス関連障害、パーソナリティ障害、摂食障害、統合失調症などの精神疾患に対する治療効果があるとされています。

認知症サポーター

認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。

認知症サポート医

地域において認知症の診療に習熟している医師で、かかりつけ医への支援や助言を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となります。

認知症疾患医療センター

保健・医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施すると

もに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施することにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る医療機関です。

認知症初期集中支援チーム

認知症専門医の指導の下、医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者等が、小規模な生活の場（5人から9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従業者と共同で行う介護サービスです。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにします。

認知症地域支援推進員

市町村において認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者です。

認知症メモリーウォーク

認知症に対する偏見を取り払い、理解を深めるために行う啓発活動（パレード）です。

認定看護師

看護師として5年以上の実践経験を持ち、日本看護協会が定める600時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格した、特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する看護師のことです。

認定薬局

患者が自身に適した薬局を選択することができるよう、地域の医療・介護の関係施設と連携しながら患者を支えていく役割を持つとして都道府県が認定した薬局で、「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」が該当します。

【ね】

ネグレクト

Neglect。保護者などが子供や高齢者などに対して必要な世話を怠ることであり、児童虐待や高齢者虐待のひとつです。

年齢調整死亡率

高齢者の割合が多くなると死亡率が上昇します。そのため、異なる集団間あるいは年度毎の死亡率を比較するために、年齢構成の違いを補正した死亡率のことです。

【の】

脳血管疾患

脳血管障害ともいい、外傷によらず発生する脳血管の疾患を指します。脳梗塞、脳出血、くも膜下出血（脳卒中）のほか、もやもや病、高血圧性脳性などもこれに含まれます。

脳梗塞

脳卒中のひとつで、脳血管が閉塞する疾患です。アテローム硬（動脈硬化）により血管の内腔が狭くなりそこに血栓ができて脳血管が閉塞するアテローム血栓性脳梗塞、脳の細かい血管が主に高血圧を基盤とする変化により閉塞するラクナ梗塞、心臓等に生じた血栓が脳血管まで流れ血管を閉塞する心原性塞栓症があります。

脳出血

脳卒中のひとつで、脳の細い血管が破綻する疾患です。

脳卒中

脳血管の閉塞や破綻によって脳機能に障害がおこる疾患であり、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血に大別されます。

【は】**バイオ後続品**

国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品と同等／同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品のことです。

廃用性症候群

安静等のために体を動かさないことにより起こる身体の様々な機能低下のことです。

ハイリスク者

疾患にかかりやすいと考えられる者を指します。

パストツレラ症

猫に引っ掻かれたり過剰な接触をしたりした人が、猫の口腔内にいるパストツレラ菌に感染し、傷の化膿や肺炎等を引き起こす病気で、特に高齢者や糖尿病などの基礎疾患を持つ人は感染しやすく、重症化する場合があります。

発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

平成17年に発達障害者支援法が施行された際の厚生労働省の通知では、発達障害をICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であるとしています。

また、発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無にかかわらず自閉症と同質の障害がある場合、自閉スペクトラム症として幅広く捉えられるようになっていきます。

●自閉症スペクトラム（ASD:Autism Spectrum Disorder）（スペクトラムとは「連続体」の意味）※以下のアスペルガー症候群・高機能自閉症・自閉症等を合わせて自閉症スペクトラムと言います。

① 社会性の問題、② コミュニケーションの問題、③ 想像力の問題（特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性）の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には、相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られます。また感覚の過敏さや鈍感さがみられます。3歳までにはこれらについて何らかの症状が見られます。

詳細については、以下のとおりです。

1) アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという自閉症と同じ特徴があるが、知的な発達や言葉の発達に遅れない状態。

2) 高機能自閉症

自閉症スペクトラムの中で、知的発達の遅れを伴わないもの。

3) 自閉症

知的な障害を伴う古典的な自閉症。カナータイプとも言います。

●学習障害（LD：Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

●注意欠如多動性障害（ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder）

注意が必要なときに集中が困難という不注意、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるよりも先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの特徴が見られます。

晩期合併症

小児がん特有の現象で、子どもが発育途中であること等から、成長や時間の経過に伴って、がん（腫瘍）そのものからの影響や、薬物療法、放射線治療等、治療の影響によって生じる合併症のことを指します。

【ひ】

ピア・サポーター

Peer Supporter。ピア（Peer）とは、仲間・対等な人のことです。ピア・サポーターとは、同じ疾患や障害を抱えているという立場から、自らの経験に根ざした理解・共感を基盤に、患者や障害のある人等のサポート（支援）を行う人をいいます。

必要病床数

→「病床数の必要量」（必要病床数）参照。

標準的治療

現存する治療法で最も効果的であると科学的に証明されている、または妥当と考えられている治療法のことです。

病院群（による）輪番制

救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる救急患者に対応するため、地域ごとに、休日や夜間に対応できる複数の医療機関が当番制で対応するものです。

病院前救護

救急現場から病院等に運ばれるまでの搬送途上において、救急患者に施される応急処置や治療のことで、重症救急患者の治療成績に大きな影響があるとされています。

病床

病院や診療所のベッドのことです。病床は、さらに「一般病床」「療養病床」「精神病床」「結核病床」「感染症病床」の5つに区分されます。

病床機能報告

一般・療養病床を有する医療機関が、病床において担っている医療機能を、病棟単位で高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4区分から選択し、都道府県に報告する制度で、現状と令和7年における予定についても報告します。また、具体的な医療の内容に関する項目や構造設備・人員配置等に関する項目についても報告することとされており、都道府県は、報告された事項を公表しなければならないこととされています。

千葉県においては、千葉県ホームページ上で報告された情報を公開しています。

病床数の必要量（必要病床数）

令和7年において必要となる病床数を構想区域毎・病床の機能区分に推計したものです。平成25年度の実績を基に、一般・療養病床のみを対象として国の定める方法により算出することとされています。

【ふ】

腹膜透析

腹腔内（おなかの中）に透析液を注入し、一定時間貯留している間に血液中の尿素や塩分・水分が腹膜を通して透析液に移動します。その後、透析液を体外に取り出すことで血液を浄化する透析の方法です。

不整脈

脈がゆっくり打つ、速く打つ、または不規則に打つ状態を指し、脈が1分間に50以下の場合を徐脈、100以上の場合を頻脈といいます。

不整脈には病気に由来するものと、そうでない、生理的なものがあります。

不法滞在者

日本に在留する資格が無いにも係わらず、日本に在留する人のことです。

フレイル

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態をいいます。

閉じこもり、孤食等の社会的な問題や、低栄養・転倒の増加、口腔機能低下等の身体的な問題、意欲・判断力や認知機能低下、うつ等の精神的な問題等の多面性を持ちます。

【ほ】

訪日外客数

外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国旅行者のことです。

訪問診療

医師が患者の家庭などを定期的に訪問して行なう診療のことです。

訪問看護ステーション

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるように、看護師等が生活の場に訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を提供するサービス機関です。

訪問歯科衛生指導

歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問し、患者やその家族に対して行う患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃にかかわる実施指導のことです。

訪問歯科診療

患者の家庭などを定期的に訪問して行なう歯科診療のことです。

訪問薬剤管理指導等対応薬局

在宅医療に関する診療報酬の算定項目のひとつである「在宅患者訪問薬剤管理指導」と、介護報酬の算定項目のひとつである「居宅療養管理指導」の少なくとも一方に対応している薬局のことです。

補装具

身体に障害のある人が、失われた身体機能を補完または代替するために使う用具です。車いす、補聴器、義足などがその一例です。

母体搬送コーディネーター

リスクの高い分娩等が緊急に生じた場合に、円滑な搬送を図るために、搬送先の病院を調整することです。

母体搬送ネットワーク連携病院

周産期に係る比較的高度な医療を提供し、24時間体制で患者を受け入れる医療施設のことであり、周産期母子医療センターと合わせ、17病院でネットワークを組んでいます。

保健所設置市

保健所の設置は一般に都道府県の業務ですが、人口の多い市の中には、その権限が市に移されているものがあります。このような市を「保健所設置市」または「保健所政令市」といいます。政令指定都市、中核市およびその他に政令で定める市が、保健所設置市となります。千葉県では、政令指定都市である千葉市、中核市である船橋市・柏市が保健所設置市です。

【ま】

慢性期

病状は比較的安定しているが、治癒が困難で病気の進行は穏やかな状態が続いている時期を言います。

なお、病床機能報告制度において慢性期機能とは、「長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能」とされています。

慢性腎臓病（CKD）

腎機能が慢性的に低下したり、尿たんぱくが継続して出たりする状態です。CKD（Chronic Kidney Disease）とも呼ばれます。

慢性心不全

慢性の心筋障害により心臓のポンプ機能が低下し、肺、体静脈系または両系のうっ血や、組織の低灌流を来し日常生活に障害を生じた状態であり、労作時呼吸困難、息切れ、四肢浮腫、全身倦怠感、尿量低下等、様々な症状を来します。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）

→「COPD」参照。

マンモグラフィ（装置）

乳房専用のエックス線撮影装置であり、乳がんの早期発見に活用されます。乳房を圧迫し、乳腺を薄く伸ばして撮影することで、小さな病変も確認することができます。

【み】

未収金

患者が支払う医療費のうち、医療費等が支払われる期日までに支払われなかった金額のことです。

【め】

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群とも呼ばれ、内臓脂肪型肥満に加えて高血糖、高血圧、脂質異常のうち二つ以上が重なる状態を言います。

メディカルコントロール

Medical Control。病院前救護の質を保証するための体制を言います。具体的には、救急救命士を含む救急隊員が、搬送中の傷病者に対して行う処置等の医療行為に関し、医師の指示、指導、助言を受ける体制や事後検証を行う体制を構築することを指します。

【も】

目標偏在指標

目標年次（2036年）において到達すべき薬剤師偏在指標の水準を示す指標として、地域や業態によらず全国共通の指標として国において設定された指標です。「調整薬剤師労働時間」と「病院・薬局における薬剤師の業務量」が等しくなる時の偏在指標である「1.0」が目標偏在指標です。

【や】

夜間休日急病診療所（夜急診）

在宅当番医制と同様の機能を果たすもので、市町村や一部事務組合等が設置運営主体となり、地区医師会の医師等が交代で休日及び夜間の診療に当たる診療所です。

薬剤師偏在指標

全国的に統一的な尺度を用いて各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す指標です。具体的には、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における、薬剤師の必要業務時間（需要）に対する、薬剤師の実際の労働時間（供給）の比率を指標として用います。

薬事アドバイザー

医薬品等に起因する危被害から県民を保護するため、県庁薬務課に専門の薬剤師2名を配置し、知識の啓発・相談・情報の収集及び提供を行っているものです。

薬物有害事象

薬剤の使用後に発現する有害な症状や徴候のことです。

【よ】

養育医療

出生時体重が2,000g以下であるなど、身体発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に行われる公費負担医療です。

要保護児童対策地域協議会

平成16年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるために設置が進められている組織です。「要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う」ことが役割とされています。多くの場合、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として年1～2回程度開催される「代表者会議」、実際に活動を行う実務者で構成される「実務者会議」、個別の要保護児童に直接関わりを持つ担当者や関係機関等の担当者等が、その児童に対する具体的な支援内容等を検討する「個別ケース会議」の三層構造がとられます。

予防的リハビリテーション

リハビリテーションの観点から、疾病の予防や生活機能の低下、寝たきり等の発生を予防するための取組のことです。

【ら】

ラピッドカー

Rapid (Response) Car。医師が同乗し、重症患者に対し救急現場から高度な医療処置を行えるように、除細動・気道確保セットや点滴・薬剤セットなどを積載した車のことです。ドクターカーとほぼ同じものですが、患者搬送機能がないところが異なります。

【り】

理学療法士

医師の指示の下に、身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えたりして、主にその基本的動作能力の回復を図ることを業務内容とする専門職種です。

リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人が必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と学習を繰り返すことです。

リスクコミュニケーション

Risk Communication。食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供や意見を述べる機会の確保、関係者相互間の情報及び意見の交換などの取り組みをいいます。

リニアック（ライナック）

Linear Accelerator の略称で、加速した電子から放射線治療用の電子線・エックス線を生成し、がん等の病変部に照射する装置です。日本語では「直線加速器」と呼ばれます。技術進歩に伴い、放射線を照射する範囲の形状を変化させて正常組織への負担を軽減する IMRT（強度変調放射線治療）や、アーム等に取り付けた小型のリニアックを用いて病変部に集中的に照射を行うサイバーナイフ等が開発されています。

害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うことです。

療育手帳

知的障害のある人に対して、その障害を認定することにより、各種の必要なサービス・支援を受けることができるよう、各都道府県・政令指定都市等が発行する手帳です。

リワーク・プログラム（復職支援専門デイケア）

うつ病やストレス関連疾患などで、休職中もしくは再就職を目指す方を対象にした、職場復帰を目指したプログラムです。職場復帰を想定したプログラムで、職場に適應できるように心身のコンディションを整え、再発を予防することを目的としています。

臨床研修医

医師免許取得後、医師法第 16 条の 2 に定める臨床研修を受けている医師のことです。

臨床研修制度

平成 16 年 4 月の医師法の改正により導入された制度で、診療に従事しようとする医師に対し、都道府県知事の指定する病院において 2 年以上の臨床研修を受けることを義務化したものです。

臨床研修病院

医師法第 16 条の 2 の規定により臨床研修を行う病院として都道府県知事の指定を受けた病院です。

このうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の全体的な管理・責任を有するものを基幹型臨床研修病院、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型臨床研修病院でないものを協力型臨床研修病院といいます。

【れ】

レジオネラ症

レジオネラ属菌に汚染された細かな水滴（エアロゾル）を吸いこむことで感染する疾患で肺炎により死亡する場合があります。レジオネラ属菌は、通常は土壌や淡水中に生息していますが、循環式浴槽水や空調用冷却塔水などの人工的な水環境中でも繁殖しやすく、入浴施設を原因とするレジオネラ症の集団発生事例が国内でも報告されています。

レスパイト

レスパイトとは「休息」「小休止」「息抜き」を意味する言葉で、在宅で介護をしている家族が休息を取れるようにサポートするレスパイトケアを意味します。

【ろ】**労作時呼吸困難**

安静時にはなんともなくても階段を上がったり、坂道を登ったりなどの日常生活の動作や軽い運動で呼吸困難がでる症状です。運動時発作的呼吸困難(DOE)とも言います。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害によって日常生活で人や道具の助けが必要な状態やその一步手前の状態をいいます。

運動器とは筋肉、関節、骨など、人が移動するために使う器官のことを指します。

【A】**A類疾病**

→「定期予防接種」の「A類疾病」参照。

ACP

Advance Care Planning の略です。今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのことで、年齢と病期に関わらず、成人患者と、価値、人生の目標、将来の医療に関する望みを理解し共有しあうプロセスです。患者の同意のもと、話し合いの結果が記述され、定期的に見直され、ケアにかかわる人々の間で共有されることが望ましいとされています。

AED（自動体外式除細動器）

Automated External Defibrillator の略です。心臓の心室が小刻みに震えて血液を十分に送り出すことができなくなる心室細動と呼ばれる状態の心停止者に対して、電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻すための装置です。救命のために、一般市民でも使用することができます。

【B】**B類疾病**

→「定期予防接種」の「B類疾病」参照。

BMI

Body Mass Index の略です。肥満度を表す指標として一般的に用いられています。

$$BMI = \text{体重 [kg]} \div (\text{身長 [m]})^2$$

BMI < 18.5 : 低体重、18.5 ≤ BMI < 25 : 普通体重、

BMI ≥ 25 : 過体重（肥満）

（日本肥満学会肥満症診断基準検討委員会、2000年）

BPSD

→「行動・心理症状」参照。

【C】**CLDMAT**

CLDMATは、Chiba Limited Disaster Medical Assistance Team の略で県内の災

害医療体制の充実強化を図るため、県内に活動を限定して医療救護活動を行う医療チームです。

COPD

Chronic Obstructive Pulmonary Disease の略です。たばこなどの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道や酸素の交換を行う肺などに障害が生じる病気で、長期間にわたる喫煙が主な原因であることから、肺の生活習慣病と言われています。空気の出し入れがうまくいかなくなることによって通常の呼吸ができなくなり、息切れや疲れ、だるさなどの症状が現れ、ひどくなると人工呼吸器がないと生活できなくなります。欧米では寝たきりになる原因の上位を占め、日本でも今後増加が懸念されています。

CT（コンピューター断層撮影装置）

照射したエックス線が人体に一部吸収され減衰する状況を、機械が体の周囲を回転しながら連続的に検出しコンピューター処理することで、照射部分の断層像を撮影する装置です。検出器の数により、16列、64列、128列といった規格が存在し、一般的に列数が多いほど一度に撮影できる範囲が広く、撮像時間も短くなり、320列CTでは三次元画像に時間の流れを加えた検査・解析が可能です。

【D】

DMAT

→「災害派遣医療チーム」参照。

DOTS（直接服薬確認療法）

Directly Observed Treatment Short course の略。結核の薬は6～9か月の服薬が必要となるが、症状が治まると服薬を中断してしまう場合があり、その結果、再発や薬剤に耐性を持った菌が出現するなど治療が難しくなるとともに治療期間も長くなってしまいます。結核のまん延防止のためには治療を完遂する必要があるため、服薬中断を未然に防止するため、薬を欠かさず服用しているかどうか、患者宅を訪問するなどして服薬状況をチェックするもの。

DPAT

→「災害派遣精神医療チーム」参照。

DPCデータ

DPCとはDiagnosis Procedure Combinationの略で、診断と処理の組み合わせによる診断群分類のことです。DPC参加病院は、退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について調査データを全国統一形式の電子データとして提出しています。

【E】

EMIS

→「広域災害救急医療情報システム」参照。

【H】

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の略です。食品の衛生管理手法の一つで危害分析重要管理点方式ともいいます。

製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法です。

HIV

Human Immunodeficiency Virus の略です。ヒト免疫不全ウイルス。後天性免疫不全症

候群（エイズ）の病原ウイルスです。H I Vに感染していても免疫力の低下を認めない状態はH I Vキャリアといい、潜伏期を経て免疫不全を発症した状態がエイズです。

【I】

I C T

Information and Communication Technology の略です。情報通信技術。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。

I C U

Intensive Care Unit の略です。重篤な症状を呈している患者や手術直後で状態の安定していない患者を集中的に治療・看護する室のことです。

【J】

J M I P

Japan Medical Service Accreditation for International Patients の略。多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国の方々が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を整えている医療機関を認証する制度のことです。

【K】

K D B（国保データベースシステム）

国民健康保険や後期高齢者医療制度の「健診」「医療」「介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステムです。K D Bシステムを活用することにより、地域の現状や健康課題を把握することができます。

【M】

M F I C U（母体・胎児集中治療管理室）

Maternal Fetal Intensive Care Unit の略です。重症妊娠中毒症、合併症を有する妊娠、胎児異常、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠等に対応するため、分娩監視装置、呼吸循環モニター、超音波診断装置、人工呼吸器などの機器を備え、主として産科医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う室のことです。

M R I（磁気共鳴画像診断装置）

強い磁場の中で人体から発生する電磁波を検出し画像化することで、断層像や三次元画像を撮影することができる装置です。C Tと比較すると放射線を用いないため被ばくがない一方で、強い磁場が発生するためペースメーカー等の体内金属を有する患者の撮影ができない場合があります。発生する磁場の強さにより1.5テスラ、3テスラといった規格が存在し、一般的に磁場が強いほど高画質の画像を撮影することが可能になります。

【N】

N B Cテロ

核燃料物質等の放射性物質（Nuclear）、天然痘などの生物剤（Biological）、サリンなどの化学剤（Chemical）に関するテロの総称です。

N D Bのレセプトデータ

高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項に基づき、厚生労働大臣は医療保険者等より診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに特定健康診査・特定保健指

導に関する情報を収集し、ナショナル・データ・ベース（NDB・National Database）に格納して管理しています。なお、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書はレセプトとも呼ばれます。

N I C U（新生児集中治療管理室）

Neonatal Intensive Care Unit の略です。早産や低体重、先天性の障害などにより集中治療を必要とする新生児のために、保育器、人工呼吸器、微量輸液ポンプ、呼吸管理モニターなどの機器を備え、主として新生児医療を専門とするスタッフが24時間体制で治療を行う室のことです。

【P】

P E T（ポジトロン断層撮影装置）

がん細胞はブドウ糖等一部の物質を健常細胞よりも多く取り込む性質があります。この性質を利用し、ブドウ糖等に放射性物質を標識した薬剤を体内に注入して体内からの放射線を検出することで、がんの場所や大きさ、悪性度等を把握する装置です。現在は、CTと一体化し、CTの断層像にがん細胞の在り処を反映させることができるPET-CTが主流となっています。

P I C U（小児集中治療室）

Pediatric Intensive Care Unit の略です。内科系、外科系を問わず呼吸、循環、代謝そのほかの重篤な急性機能不全の小児患者を収容し強力かつ集中的に治療看護を行うことにより、その効果を期待する病院内の小児患者用の治療室です。

【Q】

Q O L

Quality of Life の略です。「生活・人生の質」のことです。

【S】

S C U

→「航空搬送拠点臨時医療施設」参照。

【T】

t - P A

→「組織プラスミノーゲン・アクチベータ」参照。

計画改定の経緯

年度	月	日	会議名等	議題等（計画改定関係）
4	12	19	医療審議会	○千葉県保健医療計画について
5	6	7	医療審議会	○千葉県保健医療計画の改定について ・改定方針 ・計画改定に関する調査 ・計画改定の検討体制 ・計画改定スケジュール
		7	香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		12	安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
			印旛地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		18	市原地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		19	東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		24	千葉市地域保健医療協議会	○次期保健医療計画について
		26	君津地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		28	東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		31	山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
8	31	第1回医療審議会地域保健医療部会	○千葉県保健医療計画の改定について ・現行計画の評価指標の達成状況 ・次期千葉県保健医療計画の構成（案） ・県民意識調査の結果 ・県の保健医療環境の現状 ・救急医療 ・災害時における医療 ・周産期医療 ・小児医療 ・地域医療構想 ・在宅医療の推進 ・外来医療計画	

年度	月	日	会議名等	議題等（計画改定関係）	
5	9	11	第2回医療審議会地域保健医療部会	○千葉県保健医療計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・がん ・脳卒中 ・心筋梗塞等の心血管疾患 ・糖尿病 ・精神疾患（認知症を除く） ・認知症 ・新興感染症発生・まん延時における医療 ・医師の確保（医師確保計画） ・歯科医師の養成確保 ・歯科保健医療対策 ・薬剤師の養成確保 ・看護職員の養成確保 	
		10	23	第3回医療審議会地域保健医療部会	○千葉県保健医療計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能調査の結果 ・千葉県保健医療計画素案 ・評価指標及びロジックモデル ・評価指標（案）一覧 ・ロジックモデル（案）一覧 ・地域編の作成例
			27	市原地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
	11	1	1	東葛北部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
			2	香取海匝地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
				東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		6	千葉市地域保健医療協議会	○次期保健医療計画について	
		7	7	安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
				印旛地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
		17	君津地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について	

年度	月	日	会議名等	議題等（計画改定関係）
5	11	20	山武長生夷隅地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	○次期保健医療計画について
	1	31	医療審議会	○千葉県保健医療計画の改定について ・千葉県保健医療計画試案 ・基準病床数 ・次期計画における評価指標
	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からの意見聴取 ・市町村等、保険者協議会からの意見聴取 ・パブリックコメントの実施 	
	3	26	医療審議会	○千葉県保健医療計画の改定について
6	4	千葉県保健医療計画の公示		

千葉県医療審議会委員名簿

(令和6年3月26日現在・敬称略・順不同)

委員区分	氏名	役職名	役職名
医師・ 歯科医師・ 薬剤師	○ 入江 康文	公益社団法人千葉県医師会会長	会長(部会長)
	○ 金 江 清	公益社団法人千葉県医師会副会長	
	○ 今井 俊哉	公益社団法人千葉県医師会副会長	
	○ 小嶋 良宏	公益社団法人千葉県医師会副会長	
	○ 松岡 かおり	公益社団法人千葉県医師会理事	
	○ 大河原 伸浩	一般社団法人千葉県歯科医師会会長	
	○ 新井 康仁	一般社団法人千葉県歯科医師会副会長	
	○ 杉浦 邦夫	一般社団法人千葉県薬剤師会会長	
	○ 吉田 象二	公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長	
	○ 木村 直人	一般社団法人千葉県民間病院協会副理事長	
○ 亀田 信介	一般社団法人日本病院会千葉県支部長		
医療を受ける立場	○ 金坂 昌典	大網白里市長	
	○ 佐藤 晴彦	横芝光町長	
	○ 神部 真一	千葉県国民健康保険団体連合会常務理事	
	○ 澤井 謙一	健康保険組合連合会千葉連合会会長	
	○ 渡辺 絹代	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会常務理事	
	○ 永富 博之	一般社団法人千葉県労働者福祉協議会会長	
	○ 合江 みゆき	公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部代表	
	○ 五十嵐 昭子	千葉県がん患者団体連絡協議会会長	
○ 有光 孝生	千葉県糖尿病協会理事		
学識経験者	○ 伊藤 寛	千葉県議会議員(健康福祉常任委員会委員長)	
	○ 横手 幸太郎	国立大学法人千葉大学医学部附属病院院長	
	○ 角南 勝介	成田赤十字病院名誉院長	
	○ 寺口 恵子	公益社団法人千葉県看護協会会長	
	○ 市川 敬章	千葉県消防長会救急委員会委員長	
	○ 諏訪 さゆり	千葉大学大学院看護学研究院院長	
	○ 鈴木 牧子	鈴木牧子法律事務所所長	
	○ 藤澤 武彦	公益財団法人ちば県民保健予防財団理事長	副会長
○ 山田 亮	株式会社千葉日報社取締役総務局長		

専門委員

専門委員	○ 鈴木 孝徳	公益社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会副会長	
	○ 関根 博	千葉県精神科病院協会理事	
	○ 森嶋 友一	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院長	
	○ 佐藤 信行	全国健康保険協会千葉支部長	
	○ 平山 登志夫	一般社団法人千葉県老人保健施設協会会長	
	○ 山口 武人	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院院長	
	○ 菊池 周一	社会医療法人社団さつき会袖ヶ浦さつき台病院院長	
	○ 吉野 一郎	国際医療福祉大学成田病院院長	

※ ○印は、地域保健医療部会員です。

※ 委員の職名は、就任時のものです。

基準病床数の算定方法

1 療養病床及び一般病床の基準病床数

医療法施行規則第30条の30第1項に定める算定方法により求めた数を基準病床数とします。

(1) 医療法施行規則第30条の30第1項に定める基準病床の算定方法(算定基準)

次の算定式により算定した療養病床、一般病床それぞれの数に、特に必要がある場合には都道府県間を超える患者の流出入について流出入先の都道府県と合意を得た数を加えた数(都道府県間調整数)とし、二次保健医療圏ごとに算出します。

ア 療養病床の算定式

$$(\sum A_1 B_1 - G + C_1 - D_1) / E_1$$

A₁ : 当該区域の性別及び年齢階級別人口

B₁ : 全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率

G : 介護施設、在宅医療等に対応可能な数

C₁ : 他区域からの療養病床における流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₁ : 他区域への療養病床における流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

E₁ : 病床利用率

イ 一般病床の算定式

$$(\sum A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2) / E_2$$

A₁ : 当該区域の性別及び年齢階級別人口

B₂ : 当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率

F₁ : 平均在院日数

C₂ : 他区域からの一般病床における流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₂ : 他区域への一般病床における流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

E₂ : 病床利用率

ウ 都道府県間調整数

都道府県外への流出入院患者数が流入患者数よりも多い場合は、流出先都道府県との調整協議を行った上で、都道府県間を超える患者の流出入について、合意を得た数(H)を加減することができます。

エ 療養及び一般病床の基準病床数の上限

アからウにより二次保健医療圏ごとに算定した病床数の県における合計数は、以下を超えることができません。

$$(\sum A_1 B_1 - G + C_1 - D_1) / E_1 + (\sum A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2) / E_2 + H$$

- 注1 「性別及び年齢階級別人口」は、令和5年4月1日現在の「千葉県年齢別・町丁字別人口」（千葉県総合企画部統計課）によります。
- 注2 「全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率」「性別及び年齢階級別一般病床退院率」「病床利用率」及び「平均在院日数」は、「医療法第30条の4第2項第14号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」（最終改正 令和5年3月31日厚生労働省告示第150号）で定められたものです。
- 注3 各区域の「流入・流出患者数」は、厚生労働省「平成29年患者調査」「令和元年病院報告」を用い、平成7年9月29日付け厚生省健康政策局計画課医療計画推進指導官内かんで示された算定方法等により算定したものです。
- 注4 「介護施設、在宅医療等で対応可能な数」は、地域医療構想に定める以下の数の合計数から、令和11年度末時点における以下の数の合計数に相当する数を比例的に推計した数です。

- ①慢性期入院患者のうち医療区分Iである患者の数の70%に相当する数
 ②慢性期入院患者のうち入院受療率の地域差を解消していくことで在宅医療等の医療需要として推計する患者の数（①に掲げる数を除く。）

2 精神病床の基準病床数

次の算定式により都道府県の区域ごとに算出します。

次の算定式により都道府県の区域ごとに算出します。

$$(\Sigma A_2 B_3 + \Sigma A_2 B_4 + \Sigma A_2 B_5 \alpha \beta + \Sigma A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3) / E_3$$

$A_2 B_3$ ：令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和

$A_2 B_4$ ：令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和

$A_2 B_5$ ：令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和

$\alpha \beta$ ：慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

$A_2 B_6$ ：令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和

γ ：認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

C_3 ：精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数

D_3 ：精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数

E_3 ：精神病床利用率

注1 「流入・流出入院患者数」は、厚生労働省「令和2年患者調査」により把握したものです。

注2 「精神病床利用率」は、「医療法第30条の4第2項第17号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」（最終改正 令和5年3月31日厚生労働省告示第156号）で定められたものです。

3 結核病床の基準病床数

結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るために必要なものとして知事が都道府県の区域ごとに定める数です。

(技術的助言 (※) : 平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知 (平成20年3月31日付け健感発第0331001号により一部改正) 「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」)

算定式 $(A \times B \times C \times D) + E$

A : 1日当たりの当該都道府県の区域内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数

B : 同法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C : 次に掲げる当該区域における同法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者 (確定例) 発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値

① 99人以下 1.8

② 100人以上499人以下 1.5

③ 500人以上 1.2

D : 1.5 (栗粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合にあっては、当該数値)

E : 医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者 (2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。) のうち入院している者の数

※ 算定に用いる数は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮している。

4 感染症病床の基準病床数

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として、知事が都道府県の区域ごとに定める数です。

将来の医療需要及び必要病床数の考え方

1 将来の医療需要

令和7年における病床機能区分ごとの医療需要（推計患者数）は、医療法施行規則第30条の28の3により定められた下記算定方法に従って、構想区域ごとの基礎データを厚生労働省が示し、これを基に都道府県が構想区域ごとに推計します。

基本となるデータは、平成25年度のNDBのレセプトデータ*とDPCデータ*に基づく構想区域ごとの性年齢階級別入院受療率*です。病床機能区分ごとの入院受療率を求めるため、高度急性期、急性期及び回復期については、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値（「医療資源投入量」という。）を主に用い、また、慢性期は療養病床の入院受療率を主に用いています。

<令和7年の医療需要の推計方法>

構想区域の令和7年の医療需要＝

〔当該構想区域の平成25年度性・年齢階級別の入院受療率〕

×〔当該構想区域の令和7年の性・年齢階級別推計人口〕を総和したもの

なお、令和7年の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を用いています。

2 必要病床数

必要病床数*は、医療法施行規則第30条の28の3により定められた算定方法に従って、上記で算出した医療機能ごとの医療需要（推計患者数）を病床稼働率で割り戻して、令和7年における必要病床数を構想区域毎に推計します。なお、病床稼働率については、医療法施行規則により定められています。

（高度急性期：75%、急性期：78%、回復期：90%、慢性期：92%）

3 慢性期における入院受療率の地域差の解消目標

入院受療率の地域差解消については、法令に基づき、都道府県知事が構想区域ごとに次ページのパターンの範囲内で目標が定めることとされています。

本県は、療養病床の受け皿となる介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の充実や介護施設の整備や医療提供の状況を踏まえ、令和7年に実現しうる、より現実的な医療提供体制という観点から、パターンBを採用することとします。ただし、安房区域のみパターンCを使用します。

地域の実情に応じた慢性期機能及び在宅医療等の需要推計の考え方

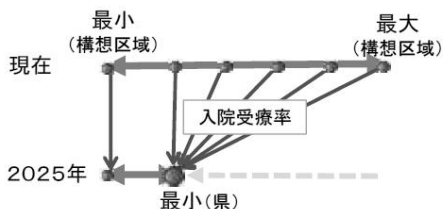
- 慢性期機能の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち一定数は、2025年には、在宅医療等^{*}で対応するものとして推計する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
 - その際、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この地域差を一定の目標まで縮小していくこととする。
- また、介護施設や高齢者住宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する地域については配慮を行う。

【入院受療率の地域差の解消目標】

パターンA

全ての構想区域が
全国最小値(県単位)まで入院
受療率を低下する。

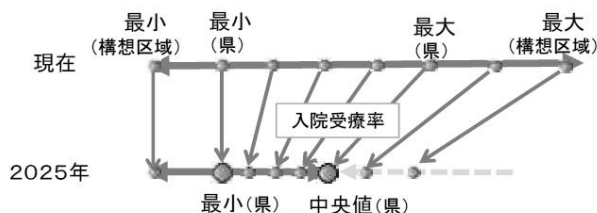
※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



パターンB

構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、その割合については全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律に用いる。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



地域の実情に配慮した慢性期病床の推計の特例について

(一定の地域は2030年に目標達成を延長可能)

- 都道府県は、原則、パターンAからBの範囲内で入院受療率の目標を定めるが、以下の要件に該当する2次医療圏は、その目標達成年次を2025年から2030年とすることができることとする。
 - その際、2025年においては、2030年から比例的に逆算した入院受療率を目標とし、当該目標と2030年の目標の両方を地域医療構想に定めることとする。

【要件案】以下の①かつ②に該当する2次医療圏

- ① 当該2次医療圏の慢性期病床の減少率が、全国中央値(34%)よりも大きい
- ② 高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい
 - ※1 2030年に延長した場合でも、2025年時点で、減少率が中央値の34%を下回らないようにする。
 - ※2 高齢者単身世帯の割合と入院受療率との相関については、弱い相関が見られる。(相関係数 0.62)

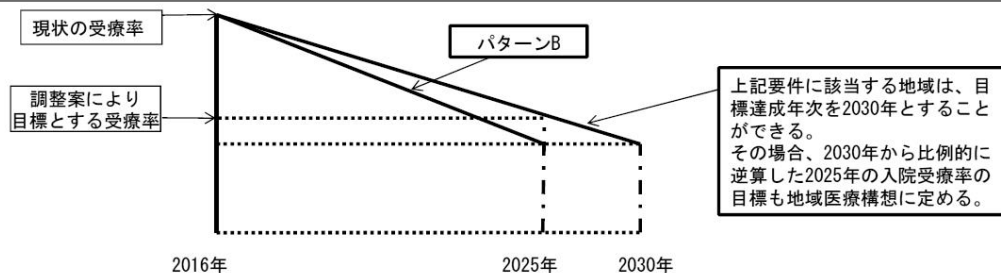
(地域医療構想策定後の目標修正について)

- 一定の要件に該当する2次医療圏において、特別な事情により、慢性期病床の必要量の達成が著しく困難になった場合には、厚生労働大臣が認める方法により、入院受療率の目標を変更することができることとする。

一定の要件→ 全国中央値を超える減少率の都道府県の2次医療圏(中央値を超える減少率の2次医療圏に限る。)その他これに類する2次医療圏

特別な事情→ やむを得ない事情に限定

厚生労働大臣が認める方法→ 全国中央値を下回らない範囲で、厚生労働省と協議して同意を得た方法



資料：第9回地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 参考資料1 (抜粋)

将来の医療需要に対する医療提供体制の考え方

1 医療提供体制の考え方

国のガイドライン等における医療提供体制の考え方は以下のとおりです。

○高度急性期

診療密度が特に高い医療を提供することが必要となるため、必ずしも当該構想区域を完結することを求めるものではない。(医療機関所在地ベース)

○急性期・回復期・慢性期

できるだけ当該構想区域内で完結することが望ましい。(患者住所地ベース)

○在宅医療等の医療需要

高齢化により増大する医療需要に対応するため、病床機能の分化及び連携により、令和7年には、現在の療養病床以外で対応可能な患者は在宅医療等での対応を促進する。そのため、平成25年における入院外において継続的な療養を必要とする患者数を推計する。

2 都道府県間の入院患者の流出入を踏まえた必要病床数の推計方法

国のガイドライン等における都道府県間の入院患者の流出入を踏まえた必要病床数*の推計方法の考え方は以下のとおりです。

- 地域医療構想における必要病床数の推計に当たり、都道府県間で一定以上(1日当たり10人以上)の患者の流出流入がある場合は、厚生労働省令等に基づき、当該都道府県間で協議して流入流出の見込みを調整することとされています。

- ・ 患者住所地ベースの医療需要を基本として必要病床数を推計する。
- ・ 医療機関所在地ベースの病床数を維持(又は、一部維持)したいと考える県が、流入の相手県に対し、協議を持ちかける。
- ・ 平成27年12月までに、協議が不調(調整できない)の場合には、医療機関所在地ベースの医療需要で推計する。
(厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(平成27年9月18日))

- 厚生労働省から提供された「必要病床数等推計ツール」によると本県においては、東京都、埼玉県、茨城県、神奈川県との間で、一定の規模以上の患者の流入流出があります。

図表 都県間の患者流出入の内訳

(単位：人/日)

医療機能	流入			流出		
高度急性期	東京都 → 千葉	56	区東部→東葛南部40 区東北部→東葛北部16	千葉 → 東京都	236	千葉→区中央部20 東葛南部→区中央部84 東葛南部→区西部21 東葛南部→区東部32 東葛北部→区中央部56 東葛北部→区西部12 印旛→区中央部11
	埼玉県 → 千葉	39	東部→東葛北部39	千葉 → 埼玉県		
	茨城県 → 千葉	50	鹿行→香取海匝29 取手・竜ヶ崎→東葛北部21	千葉 → 茨城県	14	東葛北部→取手・竜ヶ崎14
急性期	東京都 → 千葉	244	区中央部→東葛南部11 区西部→千葉10 区西部→東葛南部12 区西部→東葛北部10 区東北部→東葛南部21 区東北部→東葛北部40 区東部→千葉17 区東部→東葛南部109 区東部→東葛北部14	千葉 → 東京都	529	千葉→区中央部39 千葉→区東部12 東葛南部→区中央部158 東葛南部→区西南部15 東葛南部→区西部43 東葛南部→区東北部16 東葛南部→区東部75 東葛北部→区中央部100 東葛北部→区西部20 東葛北部→区東北部15 東葛北部→区東部13 印旛→区中央部23
	埼玉県 → 千葉	102	東部→東葛北部102	千葉 → 埼玉県	22	東葛北部→東部22
	茨城県 → 千葉	133	鹿行→香取海匝61 つくば→東葛北部11 取手・竜ヶ崎→東葛北部50 取手・竜ヶ崎→印旛11	千葉 → 茨城県	67	東葛北部→つくば11 東葛北部→取手・竜ヶ崎46 香取海匝→鹿行10
回復期	東京都 → 千葉	272	区中央部→東葛南部13 区中央部→東葛北部11 区西部→東葛南部26 区西部→東葛北部22 区東北部→東葛南部25 区東北部→東葛北部34 区東部→千葉17 区東部→東葛南部108 区東部→東葛北部16	千葉 → 東京都	409	千葉→区中央部24 東葛南部→区中央部104 東葛南部→区西南部12 東葛南部→区西部33 東葛南部→区東北部21 東葛南部→区東部80 東葛北部→区中央部71 東葛北部→区西部17 東葛北部→区東北部16 東葛北部→区東部15 印旛→区中央部16
	埼玉県 → 千葉	96	東部→東葛北部96	千葉 → 埼玉県	135	東葛北部→東部135
	茨城県 → 千葉	119	つくば→東葛北部13 取手・竜ヶ崎→東葛北部56 鹿行→香取海匝50	千葉 → 茨城県	67	東葛北部→取手・竜ヶ崎54 香取海匝→鹿行13
慢性期	東京都 → 千葉	428	区中央部→東葛南部14 区中央部→東葛北部11 区南部→君津15 区西部→千葉12 区西北部→東葛南部11 区西北部→東葛北部13 区西北部→印旛10 区東北部→千葉12 区東北部→東葛南部39 区東北部→東葛北部65 区東北部→印旛12 区東部→千葉29 区東部→東葛南部85 区東部→東葛北部41 区東部→印旛29 区東部→山武長生夷隅11 区東部→君津19	千葉 → 東京都	123	東葛南部→区西南部14 東葛南部→区西北部16 東葛南部→区東北部17 東葛南部→区東部31 東葛北部→区西南部16 東葛北部→区東北部29
	埼玉県 → 千葉	82	東部→東葛北部57 東部→印旛11 利根→東葛北部14	千葉 → 埼玉県	82	東葛北部→東部65 東葛北部→利根17
	茨城県 → 千葉	54	鹿行→香取海匝19 取手・竜ヶ崎→東葛北部35	千葉 → 茨城県	98	東葛北部→つくば36 東葛北部→取手・竜ヶ崎29 香取海匝→鹿行33
	神奈川県 → 千葉	41	川崎南部→君津28 横須賀・三浦→安房13	千葉 → 神奈川県	13	東葛南部→相模原13

「地域医療構想策定支援ツール」(厚生労働省)による令和7年の推計値

3 千葉県の医療提供体制の考え方

医療審議会や各圏域会議での意見を踏まえ、本県の医療提供体制の考え方は以下のとおりです。

高度急性期：医療機関所在地ベースで推計

急性期・回復期・慢性期：医療機関所在地ベースと患者住所地ベースの平均値

- 診療密度が特に高い高度急性期は広域的に対応し、その他の機能は、圏域内完結を目指すとともに、令和7年に実現しうるより現実的な医療提供体制という観点から、調整しています。

千葉県高齢者保健福祉計画との整合性の確保

1 総合確保方針

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」（平成26年9月12日告示、令和5年3月17日一部改正）では、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（千葉県においては「千葉県高齢者保健福祉計画」）の整合性を確保するために、以下の取組を推進していくことが重要とされています。

- ・ 計画の一体的な作成体制の整備
- ・ 計画の作成区域の整合性の確保
- ・ 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

2 千葉県保健医療計画改定に当たっての対応

総合確保方針を踏まえ、次のように両計画の整合性を確保しています。

（1）計画の一体的な作成体制の整備

千葉県保健医療計画、市町村介護保険事業計画及び千葉県高齢者保健福祉計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、県と市町村による協議の場（「介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議」）において、圏域ごとに意見を伺いました。

なお、千葉県保健医療計画で定める二次保健医療圏と、千葉県高齢者保健福祉計画で定める高齢者保健福祉圏域は一致しています。（計画の作成区域の整合性の確保）

（協議の場の開催状況）

二次保健医療圏名／高齢者保健福祉圏域名	開催日
千葉県	令和5年11月21日
東葛南部	令和5年11月6日
東葛北部	令和5年11月7日
印旛	令和5年10月30日
香取海匝	令和5年11月17日
山武長生夷隅	令和5年11月6日
安房	令和5年11月22日
君津	令和5年11月20日
市原	令和5年11月21日

(2) 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

ア 計画作成の際に用いる人口推計

いずれの計画においても、「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を用いています。

イ 病床の機能分化・連携に伴い生じる在宅医療等の新たなサービス必要量

国から情報提供を受けた市町村別の新たなサービス必要量の見込みや、県の実施した療養病床の介護医療院等への転換見込みについての調査結果を県及び市町村とで共有し、介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議等における協議を通じ、病床の機能分化・連携に伴い生じる在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保を図り、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、県が保健医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとししました。

(病床の機能分化・連携に伴い生じる新たな在宅医療・介護施設等の需要)
患者数 (単位：人／日)

令和 5 年度			令和 7 年度		
合計	在宅医療	介護施設	合計	在宅医療	介護施設
3,480	1,796	1,684	1,160	593	567

(参考) 千葉県の在宅医療等需要推計

	平成 25 年	令和 7 年
在宅医療等の患者数 (単位：人／日)	44,172 人	78,766 人

在宅医療等 1 日あたりの推計患者数

